# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2025年3月7日提出 |
| 【計算期間】 | 第25特定期間(自　2024年6月11日至　2024年12月10日) |
| 【ファンド名】 | 新興国連続増配成長株オープン |
| 【発行者名】 | ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 塩川　克史 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋二丁目２番１号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 山木　龍太郎 |
| 【連絡場所】 | 東京都中央区京橋二丁目２番１号 |
| 【電話番号】 | 03-3516-1432 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型<br>追加型 | 国内<br>海外<br>内外 | 株式<br>債券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　　）<br>資産複合 |

商品分類の定義

| | |
|---|---|
| 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>　一般<br>　大型株<br>　中小型株<br><br>債券<br>　一般<br>　公債<br>　社債<br>　その他債券<br>　クレジット属性<br>　（　　）<br><br>不動産投信<br><br>**その他資産<br>（投資信託証券<br>（株式 一般））**<br><br>資産複合<br>（　　）<br>　資産配分固定型<br>　資産配分変更型 | 年１回<br><br>年2回<br><br>**年4回**<br><br>年6回<br>（隔月）<br><br>年12回<br>（毎月）<br><br>日々<br><br>その他<br>（　　） | グローバル<br><br>日本<br><br>北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>**エマージング** | ファミリーファンド<br><br>**ファンド・オブ・ファンズ** | あり<br>（　　）<br><br>**なし** |

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

| | |
|---|---|
| その他資産<br>（投資信託証券<br>（株式 一般）） | 目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式 一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。<br>株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。 |
| 年4回 | 目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| エマージング | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

# ファンドの特色

## 1 以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資を行い、投資信託財産の成長を目指します。

●新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）
<運用会社> ラッセル・インベストメント株式会社
（投資対象とする「ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド」の投資顧問会社）
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー

●日本マネー・マザーファンド

ラッセル・インベストメント株式会社はラッセル・インベストメント グループの一員であり、日本における拠点です。
同グループは、米国ワシントン州シアトルを本拠地として、年金、金融機関および個人投資家など世界中の様々な投資家の皆様を対象に、総合的な資産運用サービスを提供しています。運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っています。
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、同グループの一員としてモデルに基づく運用などを行っています。

### DR（預託証券）とは

自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行される証券をいいます。

## 2 投資にあたっては、新興国*の株式のうち、一定期間にわたって連続増配している企業の中から、成長性の高い銘柄を選定します。

*新興国とは、MSCIエマージング・マーケットIMIインデックスの構成国・地域とします。

### MSCIエマージング・マーケットIMIインデックスについて

新興国に上場する大・中・小型株を対象にしたインデックスです。

●MSCIエマージング・マーケットIMIインデックスはMSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### MSCIエマージング・マーケットIMIインデックスの構成国・地域
（2024年12月末現在）

ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、サウジアラビア、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、UAE(アラブ首長国連邦)、クウェート

※上記すべての国・地域に投資するとは限りません。

「ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド」のポートフォリオ構築プロセス

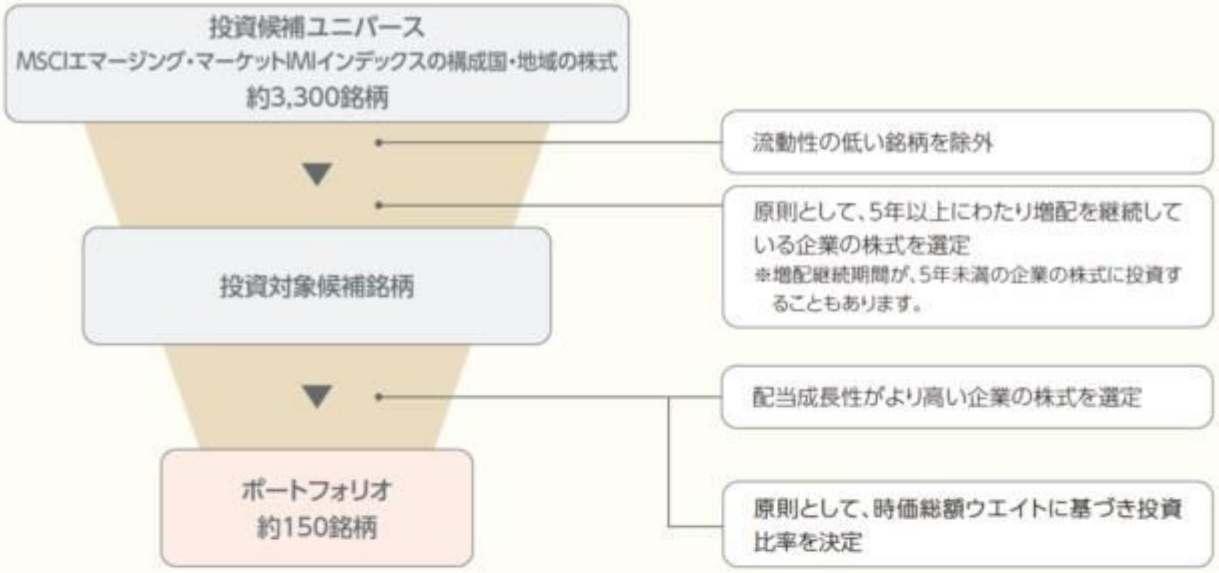


- 上記は投資対象とする新興国連続増配成長株ファンド(適格機関投資家限定)が投資するラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンドのポートフォリオ構築プロセスです。
- 銘柄入替えは、原則年1回とします。
- ポートフォリオの銘柄数は、連続増配企業が少ない場合、組入銘柄を入替える期間、投資先企業の破綻、上場廃止、合併等があった場合等には、150銘柄を下回ることがあります。また、組入銘柄を入替える期間には上回ることもあります。
- ポートフォリオ構築プロセスおよび銘柄数は、変更になる場合があります。
- ファンドは、MSCIエマージング・マーケットIMIインデックスとの連動を目指すファンドではありません。

## 3 新興国連続増配成長株ファンド(適格機関投資家限定)の組入比率は高位を保つことを基本とします。

## 4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※ファンドは実質的に新興国の株式に投資しますので、投資対象国の通貨の為替変動リスクがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ●分配方針

年4回、3月、6月、9月および12月の各月の10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、ファンドに帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**（２）【ファンドの沿革】**

| | |
|---|---|
| 2012年6月29日 | 投資信託契約締結、設定、運用開始 |
| 2021年9月8日 | 信託期間の終了日を2022年6月9日から2027年6月10日に変更 |
| 2023年9月12日 | 信託期間の終了日を2027年6月10日から2045年6月9日に変更 |

**（３）【ファンドの仕組み】**

**■　ファンド・オブ・ファンズの仕組み**

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。
ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。

**■　ファンドの関係法人とその役割**

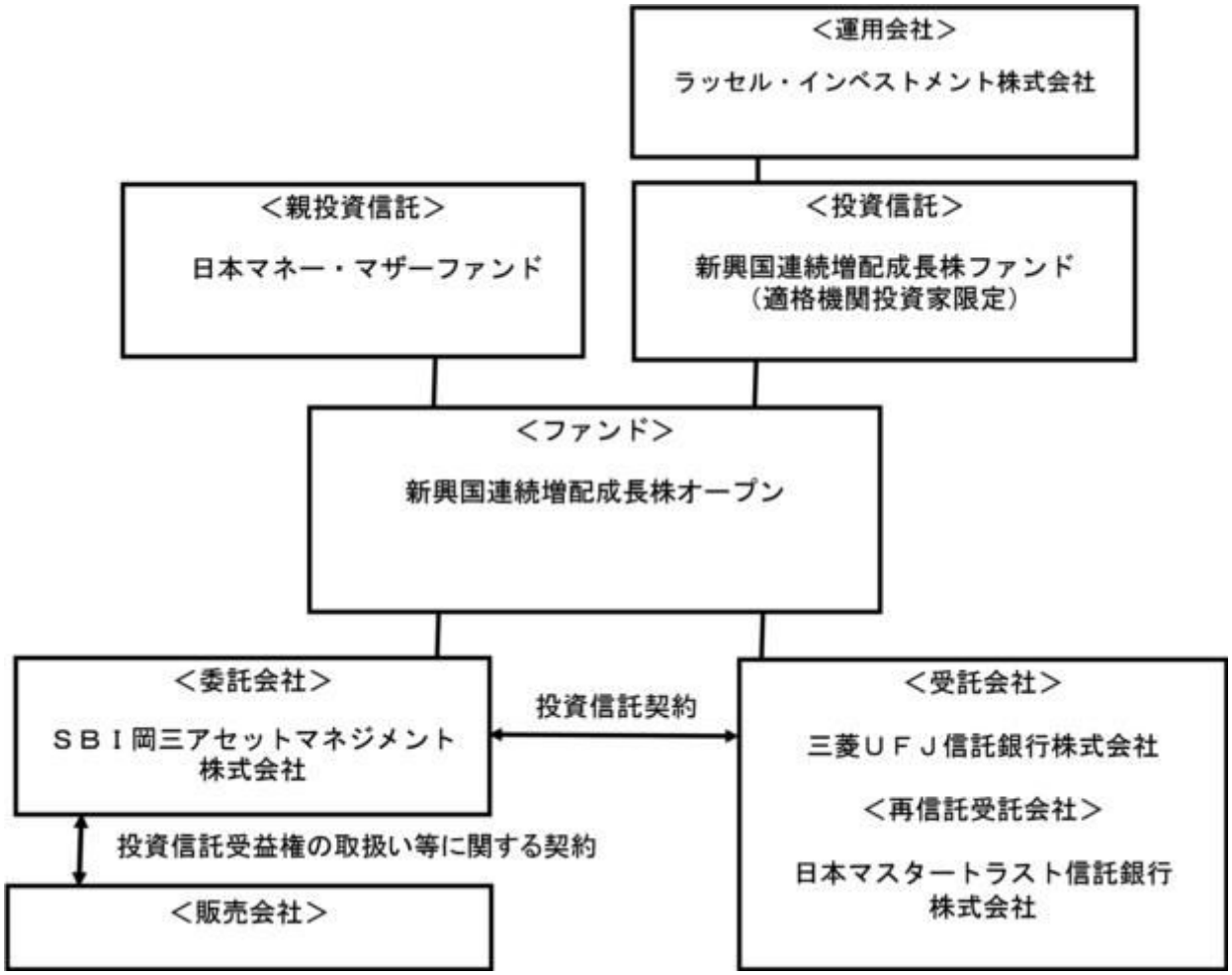


| 関係法人 | 役割 |
|---|---|
| 委託会社 | 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。 |
| 受託会社 | 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。 |
| 再信託受託会社 | 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。 |
| 投資対象とする投資信託の運用会社 | 投資対象とする投資信託の運用を行います。 |
| 販売会社 | 委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。 |

## ■　委託会社の概況（2024年12月末日現在）

### ◆　資本金

1億円

### ◆　委託会社の沿革

1964年10月 6日　　「日本投信委託株式会社」設立

2008年 4月 1日　　岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年 7月 1日　　商号を「ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

| 名　　称 | 住　　所 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|---|
| ＳＢＩＦＳ合同会社 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 577,400株 | 51.0% |
| 株式会社岡三証券グループ | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | 554,701株 | 49.0% |

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a　投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b　投資態度

イ　別に定める投資信託証券※1への投資を通じて、実質的に新興国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資を行い、投資信託財産の成長を目指します。

※1：新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）
日本マネー・マザーファンド

ロ　投資にあたっては、新興国（「別に定めるインデックスの構成国※2」とします。）の株式のうち、一定期間にわたって連続増配している企業の中から、成長性の高い銘柄を選定します。

※2：MSCIエマージング・マーケットIMIインデックス

ハ　新興国の株式に投資する投資信託証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

ニ　実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### （2）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

**a　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）**

**イ．有価証券**

**ロ．金銭債権**

**ハ．約束手形**

**b　次に掲げる特定資産以外の資産**

**イ．為替手形**

## ■　運用の指図範囲

**a　有価証券**

**委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券※（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。**

**イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等**

**ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの**

**ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）**

**ニ．外国法人が発行する譲渡性預金証書**

**ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）**

**※別に定める投資信託証券は以下をいいます。**

**・新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）**

**・日本マネー・マザーファンド**

**b　金融商品**

**委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。**

**イ．預金**

**ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）**

**ハ．コール・ローン**

**ニ．手形割引市場において売買される手形**

**c　特別な場合の運用指図**

**ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。**

### (参考)投資対象とする投資信託証券の概要

**新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）**

| | |
|---|---|
| 運用会社 | ラッセル・インベストメント株式会社 |
| 投資対象 | ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。 |

| | |
|---|---|
| 投資態度 | ①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に新興国の株式等（ＤＲ（預託証書）を含みます。）の中から、継続して増配している銘柄に投資することを基本とします。<br>②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。<br>③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。<br>④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき、ならびに実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）の発生を含む市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。<br><br>※マザーファンドの運用の指図に関する権限をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに委託します。 |
| 主な投資制限 | ①株式への実質投資割合には制限を設けません。<br>②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。<br>③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。<br>④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。<br>⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<br>⑥外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 |
| 決算日 | 毎年3月、6月、9月および12月の3日（休業日の場合には翌営業日）の年４回とします。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対し年率0.66%（税抜 0.60%）<br>※マザーファンドの委託先運用会社への報酬が含まれています。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他の費用 | ・マザーファンドの解約に際しては、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。<br>・ファンド監査費用<br>純資産総額に対し年率0.011%（税抜 0.01%）<br>（ただし、年1,100,000円（税抜1,000,000円）を上限とします。） |

**日本マネー・マザーファンド**

| | |
|---|---|
| 委託会社 | ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 基本方針 | 安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 |
| 投資対象 | わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | ①　わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。<br>②　邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。<br>③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 |

| | |
|---|---|
| 投資制限 | ①　株式への投資は行いません。<br>②　外貨建資産への投資は行いません。<br>③　デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<br>④　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
| 決算 | 毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。<br>投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他 | ・デリバティブ取引等に係る投資制限<br>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。 |

（３）【運用体制】

■　運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。

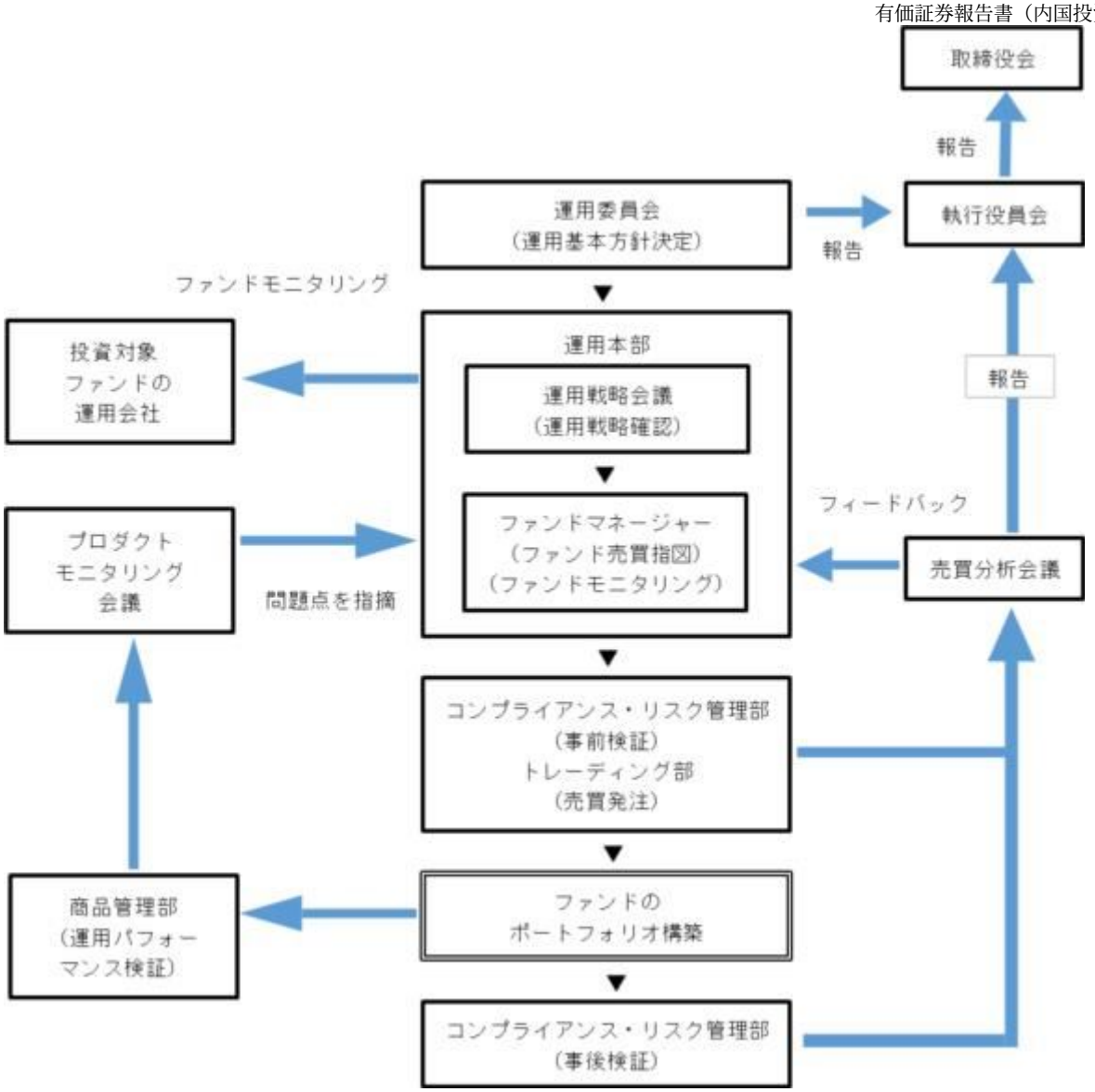


| 会議名または部署名 | 役割 |
|---|---|
| 運用委員会<br>（月1回開催） | 運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。<br>また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。 |
| 運用戦略会議<br>（月1回開催） | 投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。 |
| 各運用部 | ファンドマネージャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運用状況についてモニタリングを行います。 |
| プロダクトモニタリング会議<br>（月1回開催） | 運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。 |
| 売買分析会議<br>（月1回開催） | 運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。<br>また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。 |

| | |
|---|---|
| 業務審査委員会<br>（原則月1回開催） | 運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。<br>また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。 |
| トレーディング部<br>（6名程度） | 売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。 |
| コンプライアンス・リスク管理部<br>（4～6名程度） | 運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。 |
| 商品管理部<br>（4～8名程度） | ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。<br>また、投資対象ファンドとしての適切性の確認を定期的および必要に応じて行います。 |

■　社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■　ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※　運用体制等につきましては、2024年12月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

■　年4回、3月、6月、9月および12月の各月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

ａ　分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

ｂ　分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

ｃ　留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

■ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
■ 株式への直接投資は行いません。
■ 外貨建資産への直接投資は行いません。
■ デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
■ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■ 資金の借入れ

ａ 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ｃ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

＜関係法令に基づく投資制限＞

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
**投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。**
**ファンドは、新興国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。**

**＜投資リスク＞**

**■　株価変動リスク**

**株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。**

**投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。**

**投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。**

**■　為替変動リスク**

**外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。**

**■　カントリーリスク**

**投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。**

**特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。**

**■　流動性リスク**

**有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。**

**このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。**

**■　信用リスク**

**有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。**

**債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。**

**※　基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。**

**＜留意事項＞**

- **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。**

・ **投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。**

・ **ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。**

・ **分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。**

**＜投資リスクに対する管理体制＞（2024年12月末日現在）**

・ **運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。**

・ **コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。**

**発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。**

**発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。**

・ **流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。**

・ **プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。**

# （参考情報）

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊分配金再投資基準価額は、2020年1月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

| (%) | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 最大値 | 49.5 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 2.3 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 | △21.5 | △9.5 | △12.4 | △19.4 | △5.5 | △6.1 | △8.8 |
| 平均値 | 9.4 | 14.7 | 21.7 | 11.7 | △1.7 | 5.3 | 6.6 |

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 各資産クラスの指数

| | | |
|---|---|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) | MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 |

**代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について**

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.85%（税抜3.5%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

| | |
|---|---|
| 照会先 | ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社<br>電話番号　03-3516-1300<br>受付時間　営業日の午前9時～午後5時<br>ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp |

### （2）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、１口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

### （3）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.155%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

| | | |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年率0.44%（税抜0.40%） | 委託した資金の運用の対価です。 |
| 販売会社 | 年率0.66%（税抜0.60%） | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
| 受託会社 | 年率0.055%（税抜0.05%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |

＜実質的な信託報酬の総額＞

「新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）」の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.66%（税抜0.60%）を乗じて得た額です。

「日本マネー・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは「新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）」を組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.815%（税抜1.65%）程度を

乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。

■ ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。

※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺すること

ができ、損益通算が可能となります。
また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---|---|
| 2014年1月1日以降 2037年12月31日まで | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） |
| 2038年1月1日以降 | 20%（所得税15%、地方税5%） |

## ■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---|---|
| 2014年1月1日以降 2037年12月31日まで | 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） |
| 2038年1月1日以降 | 15%（所得税15%） |

### ※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

### ※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

### ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社によ

り取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

・ 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記の内容は2024年12月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年6月11日～2024年12月10日)の総経費率(年率)

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|---|---|---|
| 2.84% | 1.16% | 1.68% |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。
※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

2024年12月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### （1）【投資状況】

新興国連続増配成長株オープン

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 21,777,716,196 | 98.92 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 46,550,174 | 0.21 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | ― | 191,750,774 | 0.87 |
| 合計（純資産総額） | | 22,016,017,144 | 100.00 |

（参考）日本マネー・マザーファンド

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 特殊債券 | 日本 | 520,301,621 | 77.53 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | ― | 150,802,309 | 22.47 |
| 合計（純資産総額） | | 671,103,930 | 100.00 |

## （２）【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

新興国連続増配成長株オープン

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価（円） | 帳簿価額 金額（円） | 評価額 単価（円） | 評価額 金額（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 投資信託受益証券 | 新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定） | 15,575,537,260 | 1.3653 | 21,265,545,805 | 1.3982 | 21,777,716,196 | 98.92 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本マネー・マザーファンド | 45,817,101 | 1.0158 | 46,541,011 | 1.0160 | 46,550,174 | 0.21 |

（種類別投資比率）

| 種類 | 投資比率（％） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 98.92 |
| 親投資信託受益証券 | 0.21 |
| 合計 | 99.13 |

（参考）日本マネー・マザーファンド

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価（円） | 帳簿価額 金額（円） | 評価額 単価（円） | 評価額 金額（円） | 利率（％） | 償還期限 | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 特殊債券 | 第２４７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 90,000,000 | 100.11 | 90,105,170 | 100.11 | 90,105,170 | 0.509 | 2025年 5月30日 | 13.43 |
| 2 | 日本 | 特殊債券 | 第２３６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 75,000,000 | 100.02 | 75,015,350 | 100.02 | 75,015,350 | 0.32 | 2025年 1月31日 | 11.18 |
| 3 | 日本 | 特殊債券 | 第６９回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 70,000,000 | 100.02 | 70,015,778 | 100.02 | 70,015,778 | 0.414 | 2025年 2月17日 | 10.43 |
| 4 | 日本 | 特殊債券 | 第７４回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 65,000,000 | 100.12 | 65,082,082 | 100.12 | 65,082,082 | 0.557 | 2025年 7月15日 | 9.70 |
| 5 | 日本 | 特殊債券 | 第４回政府保証新関西国際空港債券 | 60,000,000 | 100.12 | 60,072,640 | 100.12 | 60,072,640 | 0.484 | 2025年 6月13日 | 8.95 |
| 6 | 日本 | 特殊債券 | 第２５４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 60,000,000 | 99.99 | 59,995,676 | 99.99 | 59,995,676 | 0.44 | 2025年 8月29日 | 8.94 |
| 7 | 日本 | 特殊債券 | 第３５回政府保証日本政策金融公庫債券 | 50,000,000 | 100.03 | 50,019,785 | 100.03 | 50,019,785 | 0.45 | 2025年 3月14日 | 7.45 |
| 8 | 日本 | 特殊債券 | 第２６１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 50,000,000 | 99.99 | 49,995,140 | 99.99 | 49,995,140 | 0.381 | 2025年11月28日 | 7.45 |

**（種類別投資比率）**

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 特殊債券 | 77.53 |
| 合計 | 77.53 |

**②【投資不動産物件】**

**新興国連続増配成長株オープン**
該当事項はありません。

**（参考）日本マネー・マザーファンド**
該当事項はありません。

**③【その他投資資産の主要なもの】**

**新興国連続増配成長株オープン**
該当事項はありません。

**（参考）日本マネー・マザーファンド**
該当事項はありません。

**（３）【運用実績】**

**①【純資産の推移】**

**新興国連続増配成長株オープン**

| | 純資産総額(円) | | 基準価額（円）（1口当たり） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第6特定期間末 (2015年 6月10日) | 9,525,088,305 | 10,155,056,443 | 1.0028 | 1.0528 |
| 第7特定期間末 (2015年12月10日) | 5,110,142,002 | 5,110,142,002 | 0.8235 | 0.8235 |
| 第8特定期間末 (2016年 6月10日) | 3,634,694,530 | 3,634,694,530 | 0.7772 | 0.7772 |
| 第9特定期間末 (2016年12月12日) | 3,964,137,767 | 3,964,137,767 | 0.8527 | 0.8527 |
| 第10特定期間末 (2017年 6月12日) | 5,520,544,233 | 5,520,544,233 | 0.9299 | 0.9299 |
| 第11特定期間末 (2017年12月11日) | 9,949,356,930 | 10,197,806,602 | 1.0011 | 1.0261 |
| 第12特定期間末 (2018年 6月11日) | 9,689,161,040 | 10,095,873,271 | 0.9725 | 1.0225 |
| 第13特定期間末 (2018年12月10日) | 9,809,924,747 | 9,809,924,747 | 0.9154 | 0.9154 |
| 第14特定期間末 (2019年 6月10日) | 4,838,305,119 | 4,838,305,119 | 0.9039 | 0.9039 |
| 第15特定期間末 (2019年12月10日) | 4,225,654,674 | 4,225,654,674 | 0.9583 | 0.9583 |
| 第16特定期間末 (2020年 6月10日) | 4,561,596,675 | 4,561,596,675 | 0.8761 | 0.8761 |
| 第17特定期間末 (2020年12月10日) | 5,249,660,295 | 5,249,660,295 | 0.9642 | 0.9642 |
| 第18特定期間末 (2021年 6月10日) | 4,787,196,278 | 5,342,011,833 | 1.0005 | 1.1155 |
| 第19特定期間末 (2021年12月10日) | 5,820,897,409 | 5,878,561,001 | 0.9960 | 1.0060 |
| 第20特定期間末 (2022年 6月10日) | 5,916,148,288 | 6,093,321,759 | 1.0018 | 1.0318 |
| 第21特定期間末 (2022年12月12日) | 4,603,986,541 | 4,603,986,541 | 0.9531 | 0.9531 |
| 第22特定期間末 (2023年 6月12日) | 15,387,439,176 | 15,387,439,176 | 1.0039 | 1.0039 |
| 第23特定期間末 (2023年12月11日) | 33,816,720,625 | 35,045,398,354 | 1.0024 | 1.0474 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第24特定期間末　(2024年 6月10日) | 31,461,097,165 | 37,353,065,213 | 1.0026 | 1.1826 |
| 第25特定期間末　(2024年12月10日) | 22,004,314,103 | 22,004,314,103 | 1.0018 | 1.0018 |
| 2023年12月末日 | 34,777,026,506 | — | 1.0170 | — |
| 2024年 1月末日 | 36,375,935,073 | — | 1.0508 | — |
| 2月末日 | 38,350,738,048 | — | 1.1195 | — |
| 3月末日 | 34,201,234,593 | — | 1.0151 | — |
| 4月末日 | 34,964,719,639 | — | 1.0617 | — |
| 5月末日 | 33,831,740,765 | — | 1.0734 | — |
| 6月末日 | 32,374,801,592 | — | 1.0287 | — |
| 7月末日 | 29,574,749,609 | — | 0.9814 | — |
| 8月末日 | 27,527,033,221 | — | 0.9713 | — |
| 9月末日 | 25,804,428,792 | — | 0.9952 | — |
| 10月末日 | 24,161,332,222 | — | 1.0213 | — |
| 11月末日 | 21,596,600,147 | — | 0.9674 | — |
| 12月末日 | 22,016,017,144 | — | 1.0250 | — |

②【分配の推移】

新興国連続増配成長株オープン

| | 期間 | 分配金<br>（1口当たり） |
|---|---|---|
| 第6特定期間 | 2014年12月11日～2015年 6月10日 | 0.0500円 |
| 第7特定期間 | 2015年 6月11日～2015年12月10日 | 0.0000円 |
| 第8特定期間 | 2015年12月11日～2016年 6月10日 | 0.0000円 |
| 第9特定期間 | 2016年 6月11日～2016年12月12日 | 0.0000円 |
| 第10特定期間 | 2016年12月13日～2017年 6月12日 | 0.0000円 |
| 第11特定期間 | 2017年 6月13日～2017年12月11日 | 0.0250円 |
| 第12特定期間 | 2017年12月12日～2018年 6月11日 | 0.0500円 |
| 第13特定期間 | 2018年 6月12日～2018年12月10日 | 0.0000円 |
| 第14特定期間 | 2018年12月11日～2019年 6月10日 | 0.0000円 |
| 第15特定期間 | 2019年 6月11日～2019年12月10日 | 0.0000円 |
| 第16特定期間 | 2019年12月11日～2020年 6月10日 | 0.0000円 |
| 第17特定期間 | 2020年 6月11日～2020年12月10日 | 0.0000円 |
| 第18特定期間 | 2020年12月11日～2021年 6月10日 | 0.1150円 |
| 第19特定期間 | 2021年 6月11日～2021年12月10日 | 0.0100円 |
| 第20特定期間 | 2021年12月11日～2022年 6月10日 | 0.0300円 |
| 第21特定期間 | 2022年 6月11日～2022年12月12日 | 0.0000円 |
| 第22特定期間 | 2022年12月13日～2023年 6月12日 | 0.0000円 |
| 第23特定期間 | 2023年 6月13日～2023年12月11日 | 0.0450円 |
| 第24特定期間 | 2023年12月12日～2024年 6月10日 | 0.1800円 |
| 第25特定期間 | 2024年 6月11日～2024年12月10日 | 0.0000円 |

③【収益率の推移】

**新興国連続増配成長株オープン**

| | 期間 | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第6特定期間 | 2014年12月11日～2015年 6月10日 | 4.9 |
| 第7特定期間 | 2015年 6月11日～2015年12月10日 | △17.9 |
| 第8特定期間 | 2015年12月11日～2016年 6月10日 | △5.6 |
| 第9特定期間 | 2016年 6月11日～2016年12月12日 | 9.7 |
| 第10特定期間 | 2016年12月13日～2017年 6月12日 | 9.1 |
| 第11特定期間 | 2017年 6月13日～2017年12月11日 | 10.3 |
| 第12特定期間 | 2017年12月12日～2018年 6月11日 | 2.1 |
| 第13特定期間 | 2018年 6月12日～2018年12月10日 | △5.9 |
| 第14特定期間 | 2018年12月11日～2019年 6月10日 | △1.3 |
| 第15特定期間 | 2019年 6月11日～2019年12月10日 | 6.0 |
| 第16特定期間 | 2019年12月11日～2020年 6月10日 | △8.6 |
| 第17特定期間 | 2020年 6月11日～2020年12月10日 | 10.1 |
| 第18特定期間 | 2020年12月11日～2021年 6月10日 | 15.7 |
| 第19特定期間 | 2021年 6月11日～2021年12月10日 | 0.5 |
| 第20特定期間 | 2021年12月11日～2022年 6月10日 | 3.6 |
| 第21特定期間 | 2022年 6月11日～2022年12月12日 | △4.9 |
| 第22特定期間 | 2022年12月13日～2023年 6月12日 | 5.3 |
| 第23特定期間 | 2023年 6月13日～2023年12月11日 | 4.3 |
| 第24特定期間 | 2023年12月12日～2024年 6月10日 | 18.0 |
| 第25特定期間 | 2024年 6月11日～2024年12月10日 | △0.1 |

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

## （４）【設定及び解約の実績】

**新興国連続増配成長株オープン**

| 期間 | 設定数量（口） | 解約数量（口） |
|---|---|---|
| 第6特定期間 | 4,442,123,967 | 10,897,734,261 |
| 第7特定期間 | 457,837,382 | 3,751,313,716 |
| 第8特定期間 | 701,159,276 | 2,229,276,340 |
| 第9特定期間 | 1,143,379,456 | 1,171,248,031 |
| 第10特定期間 | 3,658,015,263 | 2,370,657,867 |
| 第11特定期間 | 7,304,927,054 | 3,303,371,657 |
| 第12特定期間 | 5,406,308,551 | 5,381,227,422 |
| 第13特定期間 | 5,234,161,426 | 4,480,646,574 |
| 第14特定期間 | 984,983,860 | 6,349,036,614 |
| 第15特定期間 | 1,369,639,128 | 2,312,473,377 |
| 第16特定期間 | 1,840,889,943 | 1,043,624,170 |
| 第17特定期間 | 785,466,830 | 547,756,105 |
| 第18特定期間 | 1,007,183,405 | 1,667,117,591 |
| 第19特定期間 | 2,154,251,230 | 1,094,669,781 |

| | | |
|---|---|---|
| **第20特定期間** | **1,058,274,977** | **996,812,212** |
| **第21特定期間** | **731,664,444** | **1,806,674,537** |
| **第22特定期間** | **11,600,615,745** | **1,103,284,274** |
| **第23特定期間** | **21,697,780,437** | **3,289,893,429** |
| **第24特定期間** | **5,121,366,286** | **7,478,999,810** |
| **第25特定期間** | **2,103,553,942** | **11,516,328,015** |

**≪参考情報≫**

# 運用実績

2024年12月30日現在

## ●基準価額・純資産の推移

2015年1月5日～2024年12月30日

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## ●分配金の推移

| | |
|---|---|
| 2024年12月 | 0円 |
| 2024年 9月 | 0円 |
| 2024年 6月 | 800円 |
| 2024年 3月 | 1,000円 |
| 2023年12月 | 0円 |
| 設定来累計 | 10,000円 |

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## ●主な資産の状況

### 組入ファンド

| ファンド名 | 純資産比率 |
|---|---|
| 新興国連続増配成長株ファンド(適格機関投資家限定) | 98.92% |
| 日本マネー・マザーファンド | 0.21% |

### 組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

**ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド**

| 銘柄名 | 国/地域 | 業種 | 純資産比率 |
|---|---|---|---|
| IND & COMM BK OF CHINA-H | 中国 | 金融 | 5.55% |
| CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 中国 | 金融 | 5.53% |
| HINDUSTAN UNILEVER LTD | インド | 生活必需品 | 3.77% |
| RELIANCE INDUSTRIES LTD | インド | エネルギー | 3.76% |
| HCL TECHNOLOGIES LTD | インド | 情報技術 | 3.52% |
| SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES | インド | ヘルスケア | 3.50% |
| CHINA MERCHANTS BANK-H | 中国 | 金融 | 3.32% |
| NTPC LTD | インド | 公益事業 | 2.75% |
| PETROCHINA CO LTD-H | 中国 | エネルギー | 2.73% |
| AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H | 中国 | 金融 | 2.62% |

※比率は新興国連続増配成長株ファンド(適格機関投資家限定)が投資対象とするラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンドの純資産総額に対する比率です。
※国/地域はMSCIエマージング・マーケットIMIインデックスの分類です。
※ラッセル・インベストメント株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

## ●年間収益率の推移(暦年ベース)

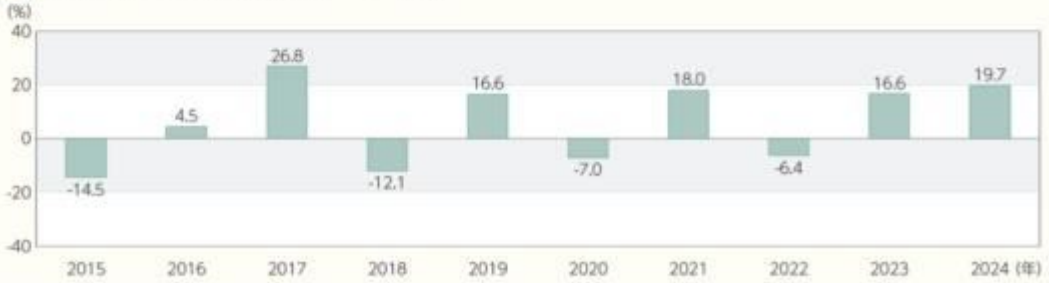


※ファンドにはベンチマークはありません。
※2024年は年初から12月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの目的・特色
投資リスク
運用実績
手続・手数料等

**第２【管理及び運営】**

**1【申込（販売）手続等】**

**■　取得申込受付日**

**取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。**

**ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。**

**■　取得申込不可日**

**以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。**

- **ニューヨークの取引所の休業日の前営業日**
- **ロンドンの取引所の休業日の前営業日**

**◆　「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。**
**また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。**

**■　取得申込受付時間**

**原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。**

**■　取得申込手続**

- **取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。**
- **取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。**
- **「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。**
- **申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。**
- **申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。**
  **なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資により**

ファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

- 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

| | |
|---|---|
| 照会先 | ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社<br>電話番号　03-3516-1300<br>受付時間　営業日の午前9時～午後5時<br>ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp |

## 2【換金（解約）手続等】

### ■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて換金の請求をすることができます。

### ■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ニューヨークの取引所の休業日の前営業日
- ロンドンの取引所の休業日の前営業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

### ■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

### ■ 解約請求制による換金手続

- 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
  解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。
- 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払いが遅延する場合があります。

### ■ 解約請求の受付の中止及び取消

- 委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所

における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。

・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

| | |
|---|---|
| 照会先 | ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社<br>電話番号　03-3516-1300<br>受付時間　営業日の午前9時～午後5時<br>ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp |

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

内国投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 株式の評価

投資信託証券を通じて投資する海外の取引所上場株式は、原則として、海外の取引所における計算時に知りえる直近の日の最終相場で評価します。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

投資信託証券を通じて投資する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

| | |
|---|---|
| 照会先 | ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社<br>電話番号　　03-3516-1300<br>受付時間　　営業日の午前9時～午後5時<br>ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp |

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2012年6月29日から2045年6月9日までとします。
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。
また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日まで、12月11日から翌年3月10日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

■　投資信託契約の解約（繰上償還）

ａ　委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ　委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　ｂからｄまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってｂからｄまでの手続きを行うことが困難な場合に

は適用しません。

■　投資信託契約に関する監督官庁の命令

ａ　委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ　委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■　委託会社の登録取消等に伴う取扱い

ａ　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ　ａの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

ａ　委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ｂ　委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■　受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ｂ　委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■　投資信託約款の変更等

ａ　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ　委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は

受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ　ａからｆまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■　反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■　他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■　運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年6月11日から12月10日まで、12月11日から翌年6月10日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■　信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■　関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆　販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同

様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

## 4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

**受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。**

**第３【ファンドの経理状況】**

**1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。**
**なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。**

**2.当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。**

**3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25特定期間(2024年 6月11日から2024年12月10日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。**

**１【財務諸表】**

## 【新興国連続増配成長株オープン】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第24特定期間末<br>(2024年 6月10日現在) | 第25特定期間末<br>(2024年12月10日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 396,805,060 | 194,522,118 |
| コール・ローン | 4,243,467,977 | 1,518,708,759 |
| 投資信託受益証券 | 29,997,017,986 | 20,344,720,601 |
| 親投資信託受益証券 | 66,508,259 | 46,541,011 |
| 未収入金 | - | 200,000,000 |
| 未収利息 | 6,510 | 8,454 |
| 流動資産合計 | 34,703,805,792 | 22,304,500,943 |
| 資産合計 | 34,703,805,792 | 22,304,500,943 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 2,510,268,579 | - |
| 未払解約金 | 632,298,074 | 229,974,460 |
| 未払受託者報酬 | 4,714,786 | 3,305,667 |
| 未払委託者報酬 | 94,295,669 | 66,113,381 |
| その他未払費用 | 1,131,519 | 793,332 |
| 流動負債合計 | 3,242,708,627 | 300,186,840 |
| 負債合計 | 3,242,708,627 | 300,186,840 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | *1 31,378,357,249 | *1 21,965,583,176 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 82,739,916 | 38,730,927 |
| （分配準備積立金） | 38,713,449 | 32,669,033 |
| 元本等合計 | 31,461,097,165 | 22,004,314,103 |
| 純資産合計 | *2 31,461,097,165 | *2 22,004,314,103 |
| 負債純資産合計 | 34,703,805,792 | 22,304,500,943 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第24特定期間<br>自　2023年12月12日<br>至　2024年 6月10日 | 第25特定期間<br>自　2024年 6月11日<br>至　2024年12月10日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 3,869,317,755 | - |
| 受取利息 | 87,505 | 279,609 |
| 有価証券売買等損益 | 2,428,703,716 | △12,264,633 |
| 営業収益合計 | 6,298,108,976 | △11,985,024 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 35,908 | - |
| 受託者報酬 | 9,668,843 | 7,475,014 |
| 委託者報酬 | 193,376,852 | 149,500,300 |
| その他費用 | 2,370,995 | 1,793,939 |
| 営業費用合計 | 205,452,598 | 158,769,253 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 6,092,656,378 | △170,754,277 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 6,092,656,378 | △170,754,277 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 6,092,656,378 | △170,754,277 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 395,583,952 | 284,395,933 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 80,729,852 | 82,739,916 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 232,950,675 | 426,676,084 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 419,786,544 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 232,950,675 | 6,889,540 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 36,044,989 | 15,534,863 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 36,044,989 | 9,798,557 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 5,736,306 |
| 分配金 | *1 5,891,968,048 | *1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 82,739,916 | 38,730,927 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 期別<br>項目 | 第25特定期間<br>自 2024年 6月11日<br>至 2024年12月10日 |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。<br><br>投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2.収益及び費用の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| 3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い<br>当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、2024年 6月11日から2024年12月10日までを特定期間としております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 第24特定期間末<br>（2024年 6月10日現在） | 第25特定期間末<br>（2024年12月10日現在） |
|---|---|
| *1. 当該特定期間の末日における受益権の総数<br>31,378,357,249口 | *1. 当該特定期間の末日における受益権の総数<br>21,965,583,176口 |
| *2. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たりの純資産額 1.0026円<br>(10,000口当たりの純資産額 10,026円) | *2. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たりの純資産額 1.0018円<br>(10,000口当たりの純資産額 10,018円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第24特定期間<br>自 2023年12月12日<br>至 2024年 6月10日 | | 第25特定期間<br>自 2024年 6月11日<br>至 2024年12月10日 | |
|---|---|---|---|
| *1.分配金の計算過程 | | *1.分配金の計算過程 | |
| 第47計算期間(2023年12月12日～2024年 3月11日) | | 第49計算期間(2024年 6月11日～2024年 9月10日) | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A 2,548,437,956円 | 費用控除後の配当等収益額 | A 0円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B 814,183,824円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B 0円 |
| 収益調整金額 | C 7,451,073,632円 | 収益調整金額 | C 6,052,856,282円 |
| 分配準備積立金額 | D 267,247,041円 | 分配準備積立金額 | D 39,358,794円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D 11,080,942,453円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D 6,092,215,076円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F 33,816,994,697口 | 当ファンドの期末残存口数 | F 27,314,421,979口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 3,276円 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 2,230円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H 1,000円 | 10,000口当たり分配金額 | H 0円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 3,381,699,469円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 0円 |
| 第48計算期間(2024年 3月12日～2024年 6月10日) | | 第50計算期間(2024年 9月11日～2024年12月10日) | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A 1,127,413,923円 | 費用控除後の配当等収益額 | A 200,532円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B 1,207,036,723円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B 0円 |
| 収益調整金額 | C 6,951,389,842円 | 収益調整金額 | C 4,868,288,584円 |
| 分配準備積立金額 | D 214,531,382円 | 分配準備積立金額 | D 32,468,501円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D 9,500,371,870円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D 4,900,957,617円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F 31,378,357,249口 | 当ファンドの期末残存口数 | F 21,965,583,176口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 3,027円 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 2,231円 |

| 第24特定期間<br>自 2023年12月12日<br>至 2024年 6月10日 | | | 第25特定期間<br>自 2024年 6月11日<br>至 2024年12月10日 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 10,000口当たり分配金Ｈ額 | | 800円 | 10,000口当たり分配金Ｈ額 | | 0円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 2,510,268,579円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 0円 |

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

| 期　別<br>項　目 | 第24特定期間<br>自 2023年12月12日<br>至 2024年 6月10日 | 第25特定期間<br>自 2024年 6月11日<br>至 2024年12月10日 |
|---|---|---|
| １.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。 | 同左 |
| ２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 | 同左 |
| ３.金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 | 当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 |

2.金融商品の時価等に関する事項

| 期　別<br>項　目 | 第24特定期間末<br>（2024年 6月10日現在） | 第25特定期間末<br>（2024年12月10日現在） |
|---|---|---|
| 1. 貸借対照表額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 | 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第24特定期間<br>自 2023年12月12日<br>至 2024年 6月10日 | 第25特定期間<br>自 2024年 6月11日<br>至 2024年12月10日 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

（重要な後発事象に関する注記）

| 第25特定期間<br>自 2024年 6月11日<br>至 2024年12月10日 |
|---|
| 該当事項はありません。 |

（その他の注記）
1.元本の移動

| 第24特定期間末<br>（2024年 6月10日現在） | | 第25特定期間末<br>（2024年12月10日現在） | |
|---|---|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 33,735,990,773円 | 期首元本額 | 31,378,357,249円 |
| 期中追加設定元本額 | 5,121,366,286円 | 期中追加設定元本額 | 2,103,553,942円 |
| 期中一部解約元本額 | 7,478,999,810円 | 期中一部解約元本額 | 11,516,328,015円 |

2.有価証券関係
売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第24特定期間末（2024年 6月10日現在）

（単位：円）

| 種　類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 1,247,351,343 |
| 親投資信託受益証券 | 6,551 |
| 合計 | 1,247,357,894 |

第25特定期間末（2024年12月10日現在）

（単位：円）

| 種　類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 1,566,239,478 |
| 親投資信託受益証券 | 13,744 |
| 合計 | 1,566,253,222 |

3.デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | 新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定） | 14,902,373,719 | 20,344,720,601 | |
| | 計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：92.5% | 14,902,373,719 | 20,344,720,601<br>100.0% | |
| | 投資信託受益証券合計 | | | 20,344,720,601 | |
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | 日本マネー・マザーファンド | 45,817,101 | 46,541,011 | |
| | 計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：0.2% | 45,817,101 | 46,541,011<br>100.0% | |
| | 親投資信託受益証券合計 | | | 46,541,011 | |
| 合計 | | | | 20,391,261,612 | |

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
2.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

**2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表**

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「日本マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

**日本マネー・マザーファンド**

**貸借対照表**

（単位：円）

| 期別<br>科目 | 注記番号 | 2024年 6月10日現在<br>金額 | 2024年12月10日現在<br>金額 |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 金銭信託 | | 13,245,308 | 12,703,198 |
| コール・ローン | | 138,433,295 | 92,240,243 |
| 国債証券 | | 69,987,394 | - |
| 特殊債券 | | 475,349,018 | 610,371,757 |
| 未収利息 | | 355,622 | 582,526 |
| 前払費用 | | 171,506 | 122,268 |
| 流動資産合計 | | 697,542,143 | 716,019,992 |
| 資産合計 | | 697,542,143 | 716,019,992 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 流動負債合計 | | - | - |
| 負債合計 | | - | - |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | *1 | 687,044,735 | 704,848,396 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金（△） | | 10,497,408 | 11,171,596 |
| 元本等合計 | | 697,542,143 | 716,019,992 |
| 純資産合計 | *2 | 697,542,143 | 716,019,992 |
| 負債純資産合計 | | 697,542,143 | 716,019,992 |

**注記表**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 期別<br>項目 | 自 2024年 6月11日<br>至 2024年12月10日 |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 特殊債券<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。 |
| 2.収益及び費用の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 2024年 6月10日現在 | 2024年12月10日現在 |
|---|---|
| *1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 | *1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 |

| 2024年 6月10日現在 | 2024年12月10日現在 |
|---|---|
| 687,044,735口 | 704,848,396口 |
| *2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たりの純資産額 1.0153円<br>(10,000口当たりの純資産額 10,153円) | *2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たりの純資産額 1.0158円<br>(10,000口当たりの純資産額 10,158円) |

（金融商品に関する注記）
1.金融商品の状況に関する事項

| 期別<br>項目 | 自 2023年12月12日<br>至 2024年 6月10日 | 自 2024年 6月11日<br>至 2024年12月10日 |
|---|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 | 当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 |

2.金融商品の時価等に関する事項

| 期別<br>項目 | 2024年 6月10日現在 | 2024年12月10日現在 |
|---|---|---|
| 1. 貸借対照表額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 | 同左 |

（その他の注記）
1.元本の移動

| 2024年 6月10日現在 | |
|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 2023年12月12日 |
| 期首元本額 | 467,586,991円 |
| 期首より2024年 6月10日までの追加設定元本額 | 229,505,026円 |
| 期首より2024年 6月10日までの一部解約元本額 | 10,047,282円 |
| 期末元本額 | 687,044,735円 |
| 2024年 6月10日現在の元本の内訳（＊） | |
| アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型） | 175,240,939円 |
| 新興国連続増配成長株オープン | 65,506,017円 |

| 2024年 6月10日現在 | |
|---|---|
| 米国短期ハイ・イールド債券オープン | 113,984,849円 |
| アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型） | 3,626,212円 |
| ＰＩＭＣＯ　ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（資産成長型） | 21,240,275円 |
| ＰＩＭＣＯ　ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（年２回決算型） | 8,820,553円 |
| グローバル仮想世界株式戦略ファンド | 17,416,664円 |
| 世界半導体関連フォーカスファンド | 281,209,226円 |

| 2024年12月10日現在 | |
|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 2024年 6月11日 |
| 期首元本額 | 687,044,735円 |
| 期首より2024年12月10日までの追加設定元本額 | 57,293,883円 |
| 期首より2024年12月10日までの一部解約元本額 | 39,490,222円 |
| 期末元本額 | 704,848,396円 |
| 2024年12月10日現在の元本の内訳（＊） | |
| アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型） | 175,240,939円 |
| 新興国連続増配成長株オープン | 45,817,101円 |
| 米国短期ハイ・イールド債券オープン | 113,984,849円 |
| アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型） | 3,626,212円 |
| ＰＩＭＣＯ　ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（資産成長型） | 7,449,963円 |
| ＰＩＭＣＯ　ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（年２回決算型） | 2,977,469円 |
| グローバル仮想世界株式戦略ファンド | 17,416,664円 |
| 世界半導体関連フォーカスファンド | 338,335,199円 |

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2.有価証券関係

**売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額**

2024年 6月10日現在

（単位：円）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 国債証券 | － |
| 特殊債券 | △585,232 |
| 合計 | △585,232 |

2024年12月10日現在

（単位：円）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 特殊債券 | △226,552 |
| 合計 | △226,552 |

## 3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

## 1.有価証券明細表

### ①株式

該当事項はありません。

### ②株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 特殊債券 | 日本円 | 第４回政府保証新関西国際空港債券 | 60,000,000 | 60,081,440 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第２６回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債 | 70,000,000 | 70,001,456 | |
| | | 第２３４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 70,000,000 | 70,011,900 | |
| | | 第２３６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 75,000,000 | 75,024,850 | |
| | | 第２４７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 90,000,000 | 90,119,070 | |
| | | 第２５４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 60,000,000 | 59,995,336 | |
| | | 第６９回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 70,000,000 | 70,022,218 | |
| | | 第７４回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 65,000,000 | 65,090,402 | |
| | | 第３５回政府保証日本政策金融公庫債券 | 50,000,000 | 50,025,085 | |
| | 計 | 銘柄数：9<br>組入時価比率：85.2% | 610,000,000 | 610,371,757<br>100.0% | |
| 合計 | | | | 610,371,757 | |

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）

新興国連続増配成長株オープンは、新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）を主要投資対象としております。

以下の経理状況は、ラッセル・インベストメント株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（３）当ファンドは、当特定期間（2024年6月4日から2024年 12月3日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表

新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定）

（１）貸借対照表 （単位：円）

| 区分 | 前期<br>2024年 6月 3日現在 | 当期<br>2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| | 金　　額 | 金　　額 |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 33,415,567,325 | 21,383,614,039 |

| | | |
|---|---|---|
| 未収入金 | 399,999,999 | 120,000,000 |
| 流動資産合計 | 33,815,567,324 | 21,503,614,039 |
| 資産合計 | 33,815,567,324 | 21,503,614,039 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,197,015,472 | - |
| 未払解約金 | 399,999,999 | 120,000,000 |
| 未払受託者報酬 | 2,787,284 | 1,990,893 |
| 未払委託者報酬 | 52,958,403 | 37,826,972 |
| その他未払費用 | 275,000 | 275,000 |
| 流動負債合計 | 1,653,036,158 | 160,092,865 |
| 負債合計 | 1,653,036,158 | 160,092,865 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 23,940,309,454 | 16,181,102,486 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 8,222,221,712 | 5,162,418,688 |
| （分配準備積立金） | 3,398,414,897 | 2,708,832,777 |
| 元本等合計 | 32,162,531,166 | 21,343,521,174 |
| 純資産合計 | 32,162,531,166 | 21,343,521,174 |
| 負債純資産合計 | 33,815,567,324 | 21,503,614,039 |

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

| 区分 | 前期<br>自　2023年12月 5日<br>至　2024年 6月 3日 | 当期<br>自　2024年 6月 4日<br>至　2024年12月 3日 |
|---|---|---|
| | 金　　額 | 金　　額 |
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 5,853,605,462 | △288,595,731 |
| 営業収益合計 | 5,853,605,462 | △288,595,731 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 5,684,467 | 4,493,216 |
| 委託者報酬 | 108,004,833 | 85,371,075 |
| その他費用 | 550,000 | 550,000 |
| 営業費用合計 | 114,239,300 | 90,414,291 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 5,739,366,162 | △379,010,022 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 5,739,366,162 | △379,010,022 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 5,739,366,162 | △379,010,022 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 149,079,152 | 67,471,985 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 7,284,445,516 | 8,222,221,712 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,196,128,428 | 311,575,283 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,196,128,428 | 311,575,283 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,979,321,488 | 2,924,896,300 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,979,321,488 | 2,924,896,300 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | 3,869,317,754 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 8,222,221,712 | 5,162,418,688 |

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

**（重要な会計上の見積りに関する注記）**

| 前期<br>2024年 6月 3日現在 | 当期<br>2024年12月 3日現在 |
|---|---|
| 当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

**（貸借対照表に関する注記）**

| 区分 | 前期<br>2024年 6月 3日現在 | 当期<br>2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| 1. 期首元本額 | 26,248,037,228円 | 23,940,309,454円 |
| 期中追加設定元本額 | 4,073,871,576円 | 888,424,717円 |
| 期中一部解約元本額 | 6,381,599,350円 | 8,647,631,685円 |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 | 23,940,309,454口 | 16,181,102,486口 |

**（損益及び剰余金計算書に関する注記）**

前期
自 2023年12月 5日
至 2024年 6月 3日

分配金の計算過程

（2023年12月5日から2024年3月4日までの分配金計算期間）

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 69,422,494円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | B | 3,806,032,369円 |
| 収益調整金額 | C | 7,805,958,094円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,259,995,870円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 13,941,408,827円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 26,723,022,824口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 5,217.00円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 1,000円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 2,672,302,282円 |

（2024年3月5日から2024年6月3日までの分配金計算期間）

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 241,616,193円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | B | 1,473,215,954円 |
| 収益調整金額 | C | 7,218,102,719円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,880,598,222円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 11,813,533,088円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 23,940,309,454口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 4,934.57円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 500円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 1,197,015,472円 |

当期
自 2024年 6月 4日
至 2024年12月 3日

分配金の計算過程

（2024年6月4日から2024年9月3日までの分配金計算期間）

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 503,040,068円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | B | 0円 |
| 収益調整金額 | C | 6,295,767,009円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,796,042,263円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 9,594,849,340円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 20,489,369,056口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 4,682.83円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 0円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 0円 |

（2024年9月4日から2024年12月3日までの分配金計算期間）

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 103,447,855円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | B | 0円 |
| 収益調整金額 | C | 4,971,957,290円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,605,384,922円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 7,680,790,067円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 16,181,102,486口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 4,746.75円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 0円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 0円 |

**（金融商品に関する注記）**

**Ⅰ金融商品の状況に関する事項**

| | |
|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2.金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。<br><br>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。 |

| | |
|---|---|
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。<br><br>・委託会社では、外部委託先運用会社の運用ガイドライン遵守状況をモニタリングしています。<br><br>・運用部では、運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。<br><br>・法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況（流動性リスク管理を含む）を中心にモニタリングします。<br><br>・モニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。 |

**Ⅱ金融商品の時価等に関する事項**

| 区分 | 前期<br>2024年 6月 3日現在 | 当期<br>2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、原則として特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 | 有価証券以外の金融商品<br>有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。<br><br>有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 | 有価証券以外の金融商品<br>同左<br><br>有価証券<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

**（有価証券に関する注記）**
**売買目的有価証券**

（単位：円）

| 種類 | 前期<br>2024年 6月 3日現在 | 当期<br>2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 |
| 親投資信託受益証券 | 1,793,259,854 | △171,090,134 |
| 合計 | 1,793,259,854 | △171,090,134 |

**（デリバティブ取引等に関する注記）**

| 前期<br>2024年 6月 3日現在 | 当期<br>2024年12月 3日現在 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

**（関連当事者との取引に関する注記）**

| 前期<br>自 2023年12月 5日<br>至 2024年 6月 3日 | 当期<br>自 2024年 6月 4日<br>至 2024年12月 3日 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

**（１口当たり情報に関する注記）**

| 区分 | 前期<br>2024年 6月 3日現在 | 当期<br>2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.3434円<br>(13,434円) | 1.3190円<br>(13,190円) |

**（４）附属明細表**
**第１　有価証券明細表**

**①株式**
該当事項はありません。

**②株式以外の有価証券**
**次表の通りです。**

**（単位：円）**

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド | 6,631,400,496 | 21,383,614,039 | |
| 合計 | | 6,631,400,496 | 21,383,614,039 | |

**(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。**

## 第２　信用取引契約残高明細表
**該当事項はありません。**

## 第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
**該当事項はありません。**

**（参考）**
**当ファンドは、「ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。**

**同親投資信託の状況は次の通りです。**
**なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。**

**ラッセル・インベストメント新興国増配継続株マザーファンド**

**貸借対照表**　　**（単位：円）**

| 区分 | 2024年 6月 3日現在 | 2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| | 金　　額 | 金　　額 |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 132,325,510 | 137,654,445 |
| コール・ローン | 1,908,683,898 | 834,109,749 |
| 株式 | 31,649,183,991 | 20,514,240,651 |
| 未収入金 | 42,848,628 | - |
| 未収配当金 | 87,137,417 | 21,932,500 |
| 未収利息 | 522 | 2,513 |
| 流動資産合計 | 33,820,179,966 | 21,507,939,858 |
| 資産合計 | 33,820,179,966 | 21,507,939,858 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 399,999,999 | 120,000,000 |
| その他未払費用 | 4,371,704 | 4,424,026 |
| 流動負債合計 | 404,371,703 | 124,424,026 |
| 負債合計 | 404,371,703 | 124,424,026 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 10,223,830,414 | 6,631,400,496 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 23,191,977,849 | 14,752,115,336 |
| 元本等合計 | 33,415,808,263 | 21,383,515,832 |
| 純資産合計 | 33,415,808,263 | 21,383,515,832 |
| 負債純資産合計 | 33,820,179,966 | 21,507,939,858 |

**注記表**
**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

| | |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 有価証券<br>株式は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br><br>・金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの特定期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。<br>開示対象ファンドの特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。<br><br>・金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。<br><br>・時価が入手できなかった有価証券<br>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの特定期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。 |
| 3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

| 2024年 6月 3日現在 | 2024年12月 3日現在 |
|---|---|
| 開示対象ファンドの特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

（貸借対照表に関する注記）

| 区分 | 2024年 6月 3日現在 | 2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| 1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 12,105,050,526円 | 10,223,830,414円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,813,996,318円 | 364,991,050円 |
| 期中一部解約元本額 | 3,695,216,430円 | 3,957,420,968円 |
| 元本の内訳 | | |
| 新興国連続増配成長株ファンド（適格機関投資家限定） | 10,223,830,414円 | 6,631,400,496円 |
| 計 | 10,223,830,414円 | 6,631,400,496円 |
| 2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数 | 10,223,830,414口 | 6,631,400,496口 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

| | |
|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |

| | |
|---|---|
| 2.金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクに晒されております。<br><br>デリバティブ取引等には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。<br><br>・委託会社では、外部委託先運用会社の運用ガイドライン遵守状況をモニタリングしています。<br><br>・運用部では、運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。<br><br>・法務・コンプライアンス部では、法令・信託約款等の遵守状況（流動性リスク管理を含む）を中心にモニタリングします。<br><br>・モニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。 |

## Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 2024年 6月 3日現在 | 2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項 | 有価証券以外の金融商品<br>有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。<br><br>有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 | 有価証券以外の金融商品<br>同左<br><br>有価証券<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 2024年 6月 3日現在 | 2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
| 株式 | 3,049,214,923 | 477,776,037 |
| 合計 | 3,049,214,923 | 477,776,037 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

| 2024年 6月 3日現在 | 2024年12月 3日現在 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 自 2023年12月 5日<br>至 2024年 6月 3日 | 自 2024年 6月 4日<br>至 2024年12月 3日 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

（１口当たり情報に関する注記）

| 区分 | 2024年 6月 3日現在 | 2024年12月 3日現在 |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 3.2684円<br>(32,684円) | 3.2246円<br>(32,246円) |

附属明細表

## 第１　有価証券明細表

### ①株式
次表の通りです。

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単価 | 金額 | |
| メキシコペソ | MEGACABLE HOLDINGS-CPO | 111,600 | 38.71 | 4,320,036.00 | |
| | GENTERA SAB DE CV | 266,100 | 25.75 | 6,852,075.00 | |
| | AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B | 4,455,095 | 15.20 | 67,717,444.00 | |
| メキシコペソ 計 | | 4,832,795 | | 78,889,555.00<br>(580,224,788) | |
| ブラジルレアル | CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACOES S/A | 142,700 | 14.30 | 2,040,610.00 | |
| | ALLOS SA | 95,500 | 19.45 | 1,857,475.00 | |
| ブラジルレアル 計 | | 238,200 | | 3,898,085.00<br>(96,300,630) | |
| チリペソ | GRUPO SECURITY SA | 346,084 | 263.08 | 91,047,778.72 | |
| チリペソ 計 | | 346,084 | | 91,047,778.72<br>(13,953,072) | |
| コロンビアペソ | BANCOLOMBIA SA | 60,784 | 38,700.00 | 2,352,340,800.00 | |
| | BANCOLOMBIA SA-PREF | 107,837 | 36,480.00 | 3,933,893,760.00 | |
| コロンビアペソ 計 | | 168,621 | | 6,286,234,560.00<br>(211,349,492) | |
| ユーロ | METLEN ENERGY & METALS SA | 25,649 | 32.22 | 826,410.78 | |
| | OPAP SA | 44,286 | 15.51 | 686,875.86 | |
| ユーロ 計 | | 69,935 | | 1,513,286.64<br>(238,115,652) | |
| トルコリラ | NUH CIMENTO SANAYI AS | 15,450 | 319.75 | 4,940,137.50 | |
| | ALARKO HOLDING | 41,390 | 96.15 | 3,979,648.50 | |
| | KOC HOLDING AS | 180,974 | 194.50 | 35,199,443.00 | |
| | TURK SISE VE CAM FABRIKALARI | 327,903 | 41.22 | 13,516,161.66 | |
| | AKSA AKRILIK KIMYA SANAYII | 384,390 | 9.89 | 3,801,617.10 | |
| | MAVI GIYIM SANAYI VE TICA-B | 71,496 | 83.90 | 5,998,514.40 | |
| | DOGUS OTOMOTIV SERVIS VE TICARET AS | 13,083 | 224.00 | 2,930,592.00 | |
| | AKBANK T.A.S. | 742,192 | 61.00 | 45,273,712.00 | |
| | HACI OMER SABANCI HOLDING | 249,819 | 90.00 | 22,483,710.00 | |
| | YAPI VE KREDI BANKASI | 803,759 | 29.00 | 23,309,011.00 | |
| | ENERJISA ENERJI AS | 58,421 | 62.65 | 3,660,075.65 | |
| トルコリラ 計 | | 2,888,877 | | 165,092,622.81<br>(713,117,584) | |
| ルーブル | MAGNIT PJSC | 7,482 | 0.00 | 0.00 | |
| ルーブル 計 | | 7,482 | | 0.00<br>(0) | |
| 香港ドル | PETROCHINA CO LTD-H | 5,018,000 | 5.47 | 27,448,460.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | CHINA XLX FERTILISER LTD | 169,000 | 4.15 | 701,350.00 | |
| | CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H | 568,000 | 4.13 | 2,345,840.00 | |
| | CHINA RAILWAY GROUP LTD-H | 1,000,000 | 3.80 | 3,800,000.00 | |
| | CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL | 478,890 | 10.94 | 5,239,056.60 | |
| | GREENTOWN MANAGEMENT HOLDING | 155,000 | 3.08 | 477,400.00 | |
| | ANTA SPORTS PRODUCTS LTD | 303,200 | 78.20 | 23,710,240.00 | |
| | BOSIDENG INTL HLDGS LTD | 908,000 | 4.13 | 3,750,040.00 | |
| | XINHUA WINSHARE PUBLISHING-H | 91,000 | 9.90 | 900,900.00 | |
| | CHINA FOODS LTD | 234,000 | 2.48 | 580,320.00 | |
| | TSINGTAO BREWERY CO LTD-H | 148,000 | 49.40 | 7,311,200.00 | |
| | KANGJI MEDICAL HOLDINGS LTD | 93,500 | 6.13 | 573,155.00 | |
| | SINOPHARM GROUP CO-H | 319,087 | 20.55 | 6,557,237.85 | |
| | AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H | 6,581,000 | 3.97 | 26,126,570.00 | |
| | BANK OF COMMUNICATIONS CO-H | 2,082,000 | 5.66 | 11,784,120.00 | |
| | CHINA CITIC BANK CORP LTD-H | 2,124,000 | 4.97 | 10,556,280.00 | |
| | CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 9,469,000 | 5.91 | 55,961,790.00 | |
| | CHINA MERCHANTS BANK-H | 928,057 | 35.50 | 32,946,023.50 | |
| | IND & COMM BK OF CHINA-H | 11,905,000 | 4.61 | 54,882,050.00 | |
| | SY HOLDINGS GROUP LTD | 106,000 | 7.29 | 772,740.00 | |
| | CHINA TOWER CORP LTD-H | 10,546,000 | 1.02 | 10,756,920.00 | |
| | BEIJING JINGNENG CLEAN ENE-H | 402,000 | 1.81 | 727,620.00 | |
| | CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLDINGS LIMITED | 315,000 | 5.23 | 1,647,450.00 | |
| 香港ドル 計 | | 53,943,734 | | 289,556,762.95<br>(5,579,758,822) | |
| マレーシアリンギット | BERMAZ AUTO BHD | 225,900 | 2.03 | 458,577.00 | |
| | MR DIY GROUP M BHD | 818,300 | 1.82 | 1,489,306.00 | |
| | CIMB GROUP HOLDINGS BHD | 1,650,400 | 8.21 | 13,549,784.00 | |
| マレーシアリンギット 計 | | 2,694,600 | | 15,497,667.00<br>(520,058,311) | |
| タイバーツ | PRIMA MARINE PCL-NVDR | 288,000 | 8.55 | 2,462,400.00 | |
| | SAPPE PCL-NVDR | 27,700 | 75.00 | 2,077,500.00 | |
| | GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR | 699,600 | 61.25 | 42,850,500.00 | |
| | SANSIRI PCL-NVDR | 3,284,600 | 1.82 | 5,977,972.00 | |
| タイバーツ 計 | | 4,299,900 | | 53,368,372.00<br>(231,618,734) | |
| フィリピンペソ | ALLIANCE GLOBAL GROUP INC | 600,400 | 8.94 | 5,367,576.00 | |
| | PLDT INC | 17,960 | 1,342.00 | 24,102,320.00 | |
| | MANILA ELECTRIC COMPANY | 66,930 | 480.00 | 32,126,400.00 | |
| | MANILA WATER COMPANY | 245,200 | 25.85 | 6,338,420.00 | |
| フィリピンペソ 計 | | 930,490 | | 67,934,716.00<br>(173,586,786) | |
| インドネシアルピア | MEDIKALOKA HERMINA TBK PT | 1,570,100 | 1,500.00 | 2,355,150,000.00 | |
| | BANK MANDIRI PERSERO TBK PT | 8,851,500 | 6,000.00 | 53,109,000,000.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | BANK NEGARA INDONESIA PERSERO | 3,537,200 | 4,710.00 | 16,660,212,000.00 | |
| | METRODATA ELECTRONIC PT | 1,530,700 | 620.00 | 949,034,000.00 | |
| | TELKOM INDONESIA PERSERO TBK | 11,743,575 | 2,680.00 | 31,472,781,000.00 | |
| インドネシアルピア 計 | | 27,233,075 | | 104,546,177,000.00<br>(993,188,681) | |
| 韓国ウォン | HANIL CEMENT CO LTD/NEW | 6,239 | 14,400.00 | 89,841,600.00 | |
| | CJ CORP | 3,117 | 94,900.00 | 295,803,300.00 | |
| | HANWHA AEROSPACE CO LTD | 7,574 | 321,000.00 | 2,431,254,000.00 | |
| | ILJIN ELECTRIC CO LTD | 5,898 | 20,600.00 | 121,498,800.00 | |
| | KYUNG DONG NAVIEN CO LTD | 1,688 | 72,200.00 | 121,873,600.00 | |
| | LG CORP | 22,406 | 75,300.00 | 1,687,171,800.00 | |
| | LIG NEX1 CO LTD | 2,872 | 197,500.00 | 567,220,000.00 | |
| | NICE INFORMATION SERVICE CO | 8,510 | 12,060.00 | 102,630,600.00 | |
| | HANKOOK & CO | 5,633 | 17,130.00 | 96,493,290.00 | |
| | HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO | 17,645 | 38,650.00 | 681,979,250.00 | |
| | HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF | 8,489 | 159,600.00 | 1,354,844,400.00 | |
| | HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF | 5,383 | 155,900.00 | 839,209,700.00 | |
| | YOUNGONE HOLDINGS CO LTD | 1,524 | 83,200.00 | 126,796,800.00 | |
| | KAKAO CORP | 73,992 | 42,150.00 | 3,118,762,800.00 | |
| | HYUNDAI HOME SHOPPING NETWOR | 1,391 | 44,800.00 | 62,316,800.00 | |
| | KOLMAR KOREA CO LTD | 3,949 | 52,600.00 | 207,717,400.00 | |
| | CLASSYS INC | 4,942 | 47,300.00 | 233,756,600.00 | |
| | DENTIUM CO LTD | 1,576 | 59,500.00 | 93,772,000.00 | |
| | PHARMARESEARCH CO LTD | 1,660 | 213,500.00 | 354,410,000.00 | |
| | JB FINANCIAL GROUP CO LTD | 27,788 | 19,440.00 | 540,198,720.00 | |
| | WOORI FINANCIAL GROUP INC | 141,037 | 16,950.00 | 2,390,577,150.00 | |
| | DB INSURANCE CO LTD | 10,925 | 109,300.00 | 1,194,102,500.00 | |
| | HYUNDAI MARINE & FIRE INS CO | 14,372 | 26,500.00 | 380,858,000.00 | |
| | SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE | 7,310 | 397,500.00 | 2,905,725,000.00 | |
| | KT CORP | 7,633 | 49,000.00 | 374,017,000.00 | |
| | PSK HOLDINGS INC | 1,665 | 29,650.00 | 49,367,250.00 | |
| 韓国ウォン 計 | | 395,218 | | 20,422,198,360.00<br>(2,187,217,444) | |
| 新台湾ドル | EVERGREEN STEEL CORP | 43,000 | 97.80 | 4,205,400.00 | |
| | GOLDSUN BUILDING MATERIALS CO., LTD. | 205,000 | 53.30 | 10,926,500.00 | |
| | SOLAR APPLIED MATERIALS TECHNOLOGY CORP | 121,000 | 59.90 | 7,247,900.00 | |
| | TAIWAN HON CHUAN ENTERPRISE | 68,000 | 148.50 | 10,098,000.00 | |
| | TON YI INDUSTRIAL CORP | 177,000 | 15.50 | 2,743,500.00 | |
| | C SUN MANUFACTURING LTD | 23,000 | 210.00 | 4,830,000.00 | |
| | GFC LTD | 9,000 | 101.50 | 913,500.00 | |
| | KUO TOONG INTL CO LTD | 47,000 | 52.80 | 2,481,600.00 | |
| | TECO ELECTRIC & MACHINERY | 305,000 | 53.40 | 16,287,000.00 | |
| | VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY | 16,000 | 1,850.00 | 29,600,000.00 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ECOVE ENVIRONMENT CORP | 9,000 | 279.50 | 2,515,500.00 | |
| | EVERGREEN MARINE CORP LTD | 244,000 | 221.00 | 53,924,000.00 | |
| | ALEXANDER MARINE CO LTD | 7,000 | 236.00 | 1,652,000.00 | |
| | TAIWAN SAKURA CORP | 35,000 | 83.90 | 2,936,500.00 | |
| | PAN GERMAN UNIVERSAL MOTORS | 6,000 | 287.50 | 1,725,000.00 | |
| | PEGAVISION CORP | 11,000 | 373.00 | 4,103,000.00 | |
| | CHAILEASE HOLDING CO LTD | 352,414 | 121.50 | 42,818,301.00 | |
| | ASIA VITAL COMPONENTS | 78,000 | 678.00 | 52,884,000.00 | |
| | AURAS TECHNOLOGY CO LTD | 14,000 | 706.00 | 9,884,000.00 | |
| | GLOBAL BRANDS MANUFACTURE LTD. | 73,000 | 54.50 | 3,978,500.00 | |
| | LOTES CO LTD | 20,500 | 1,920.00 | 39,360,000.00 | |
| | PRIMAX ELECTRONICS LTD | 111,000 | 83.40 | 9,257,400.00 | |
| | SINBON ELECTRONICS CO LTD | 55,000 | 251.00 | 13,805,000.00 | |
| | TAIWAN SURFACE MOUNTING TECHNOLOGY | 60,000 | 103.50 | 6,210,000.00 | |
| | UNIMICRON TECHNOLOGY CORP | 327,000 | 148.50 | 48,559,500.00 | |
| | WISTRON CORP | 621,000 | 114.00 | 70,794,000.00 | |
| | CHIEF TELECOM INC | 6,500 | 512.00 | 3,328,000.00 | |
| | ALCHIP TECHNOLOGIES LTD | 19,000 | 2,265.00 | 43,035,000.00 | |
| | AP MEMORY TECHNOLOGY CORP | 24,000 | 303.50 | 7,284,000.00 | |
| | KING YUAN ELECTRONICS CO LTD | 262,000 | 127.00 | 33,274,000.00 | |
| | REALTEK SEMICONDUCTOR CORP | 116,000 | 492.00 | 57,072,000.00 | |
| 新台湾ドル 計 | | 3,465,414 | | 597,733,101.00<br>(2,746,045,639) | |
| インドルピー | COAL INDIA LTD | 366,515 | 421.70 | 154,559,375.50 | |
| | RELIANCE INDUSTRIES LTD | 374,604 | 1,309.15 | 490,412,826.60 | |
| | GHCL LTD | 15,999 | 604.50 | 9,671,395.50 | |
| | GUJARAT NARMADA VALLEY FERTILIZERS | 20,729 | 652.25 | 13,520,490.25 | |
| | GUJARAT STATE FERTILIZERS & CHEMICALS | 56,442 | 222.36 | 12,550,443.12 | |
| | NEOGEN CHEMICALS LTD | 3,054 | 2,149.35 | 6,564,114.90 | |
| | SUMITOMO CHEMICAL INDIA LTD | 29,673 | 542.95 | 16,110,955.35 | |
| | APAR INDUSTRIES LTD | 4,299 | 10,146.35 | 43,619,158.65 | |
| | GRINDWELL NORTON LTD | 10,580 | 2,105.60 | 22,277,248.00 | |
| | INGERSOLL-RAND INDIA LTD | 860 | 4,487.90 | 3,859,594.00 | |
| | VST INDUSTRIES LTD | 10,454 | 325.55 | 3,403,299.70 | |
| | HINDUSTAN UNILEVER LTD | 195,943 | 2,479.15 | 485,772,088.45 | |
| | SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES | 228,312 | 1,808.55 | 412,913,667.60 | |
| | KARNATAKA BANK LTD | 47,328 | 210.21 | 9,948,818.88 | |
| | CENTRAL DEPOSITORY SERVICES | 24,361 | 1,665.05 | 40,562,283.05 | |
| | CRISIL LTD | 4,348 | 5,281.05 | 22,962,005.40 | |
| | HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD | 22,721 | 4,250.05 | 96,565,386.05 | |
| | NIPPON LIFE INDIA ASSET MANAGEMENT | 29,935 | 678.20 | 20,301,917.00 | |
| | SHARE INDIA SECURITIES LTD | 15,823 | 287.55 | 4,549,903.65 | |
| | UTI ASSET MANAGEMENT CO LTD | 11,449 | 1,299.25 | 14,875,113.25 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | HCL TECHNOLOGIES LTD | 225,944 | 1,871.50 | 422,854,196.00 | |
| | LTIMINDTREE LTD | 21,136 | 6,213.35 | 131,325,365.60 | |
| | MPHASIS LTD | 17,954 | 3,050.00 | 54,759,700.00 | |
| | TATA ELXSI LTD | 8,140 | 6,712.95 | 54,643,413.00 | |
| | NTPC LTD | 1,038,037 | 358.20 | 371,824,853.40 | |
| インドルピー 計 | | 2,784,640 | | 2,920,407,612.90<br>(5,198,325,550) | |
| 南アフリカランド | OMNIA HOLDINGS LTD | 30,407 | 73.61 | 2,238,259.27 | |
| | GRINDROD LTD | 45,936 | 12.88 | 591,655.68 | |
| | SHOPRITE HOLDINGS LTD | 120,139 | 302.88 | 36,387,700.32 | |
| | ABSA GROUP LTD | 203,086 | 173.71 | 35,278,069.06 | |
| | NEDBANK GROUP LTD | 110,834 | 292.84 | 32,456,628.56 | |
| | JSE LTD | 22,368 | 119.42 | 2,671,186.56 | |
| | NINETY ONE LTD | 57,853 | 37.31 | 2,158,495.43 | |
| | OUTSURANCE GROUP LTD | 201,577 | 64.90 | 13,082,347.30 | |
| 南アフリカランド 計 | | 792,200 | | 124,864,342.18<br>(1,031,379,466) | |
| 合計 | | 105,091,265 | | 20,514,240,651<br>(20,514,240,651) | |

**②株式以外の有価証券**

該当事項はありません。

**有価証券明細表注記**

1.通貨種類毎の小計欄の(　)内は邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の(　)内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | | 組入株式<br>時価比率 | 組入株式以外<br>時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| メキシコペソ | 株式 | 3銘柄 | 100.0% | - | 2.8% |
| ブラジルレアル | 株式 | 2銘柄 | 100.0% | - | 0.5% |
| チリペソ | 株式 | 1銘柄 | 100.0% | - | 0.1% |
| コロンビアペソ | 株式 | 2銘柄 | 100.0% | - | 1.0% |
| ユーロ | 株式 | 2銘柄 | 100.0% | - | 1.2% |
| トルコリラ | 株式 | 11銘柄 | 100.0% | - | 3.5% |
| ルーブル | 株式 | 1銘柄 | 0.0% | - | 0.0% |
| 香港ドル | 株式 | 23銘柄 | 100.0% | - | 27.3% |
| マレーシアリンギット | 株式 | 3銘柄 | 100.0% | - | 2.5% |
| タイバーツ | 株式 | 4銘柄 | 100.0% | - | 1.1% |
| フィリピンペソ | 株式 | 4銘柄 | 100.0% | - | 0.8% |
| インドネシアルピア | 株式 | 5銘柄 | 100.0% | - | 4.8% |
| 韓国ウォン | 株式 | 26銘柄 | 100.0% | - | 10.7% |
| 新台湾ドル | 株式 | 31銘柄 | 100.0% | - | 13.4% |
| インドルピー | 株式 | 25銘柄 | 100.0% | - | 25.3% |
| 南アフリカランド | 株式 | 8銘柄 | 100.0% | - | 5.0% |

4.通貨の表示
　邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

## 第２　信用取引契約残高明細表

**該当事項はありません。**

## 第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

**該当事項はありません。**

## ２【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

**新興国連続増配成長株オープン**

（2024年12月30日現在）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 22,107,749,604円 |
| Ⅱ　負債総額 | 91,732,460円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 22,016,017,144円 |
| Ⅳ　発行済数量 | 21,478,691,324口 |
| Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ） | 1.0250円 |

**（参考）日本マネー・マザーファンド**

（2024年12月30日現在）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 671,103,930円 |
| Ⅱ　負債総額 | －円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 671,103,930円 |
| Ⅳ　発行済数量 | 660,552,697口 |
| Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ） | 1.0160円 |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

### ■　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

### ■　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### ■　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

### ■　受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

**○受益権の譲渡**

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設

**したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。**

**③　上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。**

**○受益権の譲渡の対抗要件**

**受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。**

**○受益権の再分割**

**委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。**

**○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて**

**振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。**

# 第二部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

#### （1）資本金の額（2024年12月末日現在）

| | |
|---|---|
| 資本金の額 | 1億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 2,600,000株 |
| 発行済株式の総数 | 1,132,101株 |
| 最近5年間における主な資本金の額の増減 | あり |

| 年月日 | 変更後（変更前） |
|---|---|
| 2022年11月30日 | 60億284千円（10億円） |
| 2023年 3月14日 | 1億円（60億284千円） |

#### （2）委託会社の機構（2024年12月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2024年12月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

| 種類 | 本数（本） | 純資産総額(億円) |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 160 | 13,922 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 3,342 |
| 単位型株式投資信託 | 40 | 546 |
| 単位型公社債投資信託 | 4 | 87 |
| 合計 | 205 | 17,898 |

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

## 3【委託会社等の経理状況】

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2023年4月１日至2024年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（3）当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令

第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2023年3月31日現在） | | 当事業年度<br>（2024年3月31日現在） | |
|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | | 12,540,483 | | 13,382,655 |
| 有価証券 | | — | | 99,210 |
| 未収委託者報酬 | | 1,311,125 | | 1,705,907 |
| 未収運用受託報酬 | | 10,800 | | 78,429 |
| 未収投資助言報酬 | | 11,876 | | 11,959 |
| 前払費用 | | 92,173 | | 115,978 |
| 未収還付法人税等 | | 30,079 | | — |
| 未収収益 | | 6,452 | | 13,481 |
| その他の流動資産 | | 1,253 | | 6,841 |
| 流動資産合計 | | 14,004,243 | | 15,414,463 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | ※1 | 184,641 | ※1 | 172,509 |
| 器具備品 | ※1 | 20,587 | ※1 | 14,591 |
| 有形固定資産合計 | | 205,229 | | 187,100 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 30,119 | | 21,685 |
| 電話加入権 | | 2,122 | | 2,122 |
| 無形固定資産合計 | | 32,241 | | 23,807 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 1,121,024 | | 1,205,407 |
| 長期差入保証金 | | 257,258 | | 252,250 |
| 前払年金費用 | | 53,042 | | 61,691 |
| その他 | | 480 | | 480 |
| 投資その他の資産合計 | | 1,431,804 | | 1,519,829 |
| 固定資産合計 | | 1,669,275 | | 1,730,737 |
| 資産合計 | | 15,673,519 | | 17,145,200 |

| | 前事業年度<br>（2023年3月31日現在） | 当事業年度<br>（2024年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 預り金 | 20,342 | 31,333 |
| 未払金 | 708,338 | 991,947 |
| 未払償還金 | 5,001 | 5,001 |
| 未払手数料 | 698,571 | 925,698 |
| その他未払金 | 4,765 | 61,247 |
| 未払費用 | 239,029 | 234,454 |
| 未払法人税等 | 16,738 | 322,685 |
| 未払消費税等 | 31,221 | 88,053 |
| 賞与引当金 | 12,348 | ― |
| 流動負債合計 | 1,028,018 | 1,668,473 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 293,279 | 278,570 |
| 役員退職慰労引当金 | 5,620 | 7,490 |
| 資産除去債務 | 93,410 | 94,372 |
| 繰延税金負債 | 18,513 | 72,083 |
| 固定負債合計 | 410,823 | 452,516 |
| 負債合計 | 1,438,841 | 2,120,990 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 100,000 | 100,000 |
| 資本剰余金 | | |
| その他資本剰余金 | 11,467,068 | 11,467,068 |
| 資本剰余金合計 | 11,467,068 | 11,467,068 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 179,830 | 179,830 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 2,331,880 | 2,922,414 |
| 利益剰余金合計 | 2,511,710 | 3,102,244 |
| 株主資本合計 | 14,078,778 | 14,669,312 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 155,899 | 354,897 |
| 評価・換算差額等合計 | 155,899 | 354,897 |
| 純資産合計 | 14,234,677 | 15,024,210 |
| 負債・純資産合計 | 15,673,519 | 17,145,200 |

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自　2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2023年4月1日<br>至　2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 9,113,651 | 10,123,506 |
| 運用受託報酬 | 19,318 | 108,885 |
| 投資助言報酬 | 27,600 | 27,675 |
| その他営業収益 | ― | 11,259 |
| 営業収益合計 | 9,160,569 | 10,271,327 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 4,285,941 | 4,867,961 |
| 広告宣伝費 | 86,558 | 121,082 |

| | | |
|---|---|---|
| 公告費 | 328 | 15 |
| 受益権管理費 | 16,118 | 16,417 |
| 調査費 | 1,858,200 | 1,837,996 |
| 調査費 | 315,915 | 236,964 |
| 委託調査費 | 1,542,285 | 1,601,031 |
| 委託計算費 | 260,793 | 273,203 |
| 営業雑経費 | 280,183 | 311,294 |
| 通信費 | 62,020 | 65,742 |
| 印刷費 | 146,353 | 158,663 |
| 諸経費 | 59,982 | 76,665 |
| 協会費 | 5,429 | 5,247 |
| 諸会費 | 6,397 | 4,976 |
| 営業費用合計 | 6,788,124 | 7,427,972 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 1,316,427 | 1,226,095 |
| 役員報酬 | 104,095 | 73,162 |
| 給料・手当 | 1,204,824 | 1,103,991 |
| 賞与 | 7,508 | 48,940 |
| 交際費 | 4,731 | 754 |
| 寄付金 | 17,082 | 21,265 |
| 旅費交通費 | 11,149 | 10,992 |
| 租税公課 | 8,668 | 7,716 |
| 不動産賃借料 | 283,162 | 259,582 |
| 賞与引当金繰入 | 12,348 | — |
| 退職給付費用 | 43,320 | 32,395 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 1,870 | 1,870 |
| 固定資産減価償却費 | 38,381 | 28,769 |
| 諸経費 | 351,617 | 333,346 |
| 一般管理費合計 | 2,088,759 | 1,922,788 |
| 営業利益 | 283,685 | 920,566 |

| | 前事業年度<br>（自　2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） | | 当事業年度<br>（自　2023年4月1日<br>至　2024年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 14,713 | | 18,926 |
| 受取利息 | ※1 | 19,472 | ※1 | 93 |
| 受取補償金 | | 1,396 | | 0 |
| 雑益 | | 4,051 | | 5,602 |
| 営業外収益合計 | | 39,634 | | 24,623 |
| 営業外費用 | | | | |
| 固定資産除却損 | ※2 | 0 | ※2 | 0 |
| 為替差損 | | 233 | | 60 |
| 支払補償費 | | 1,396 | | 0 |
| 株式交付費 | | 35,001 | | — |
| 雑損 | | 88 | | 463 |
| 営業外費用合計 | | 36,720 | | 523 |
| 経常利益 | | 286,599 | | 944,665 |
| 特別利益 | | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 投資有価証券売却益 | 18,272 | 17,222 |
| 投資有価証券償還益 | ― | 173 |
| 貸倒引当金戻入 | 14,510 | ― |
| 特別利益合計 | 32,782 | 17,395 |
| 特別損失 | | |
| 有価証券償還損 | 13 | ― |
| 投資有価証券売却損 | 21 | 4,270 |
| 投資有価証券評価損 | ― | 50,575 |
| 特別損失合計 | 34 | 54,845 |
| 税引前当期純利益 | 319,346 | 907,215 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 90,878 | 368,346 |
| 法人税等調整額 | 3,853 | △ 51,664 |
| 法人税等合計 | 94,732 | 316,682 |
| 当期純利益 | 224,614 | 590,533 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

### 前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 566,500 | ― | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 7,083,746 | 12,982,238 | 14,548,738 | 228,697 | 228,697 | 14,777,435 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 5,000,284 | 5,000,284 | | 5,000,284 | | | | | 10,000,568 | | | 10,000,568 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △10,695,142 | △10,695,142 | △10,695,142 | | | △10,695,142 |
| 当期純利益 | | | | | | | 224,614 | 224,614 | 224,614 | | | 224,614 |
| 資本金からその他資本剰余金への振替 | △5,900,284 | | 5,900,284 | 5,900,284 | | | | | | | | |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | | △5,566,784 | 5,566,784 | | | | | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | △5,718,662 | 5,718,662 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | | △72,798 | △72,798 | △72,798 |
| 当期変動額合計 | △900,000 | △566,500 | 11,467,068 | 10,900,568 | ― | △5,718,662 | △4,751,865 | △10,470,528 | △469,960 | △72,798 | △72,798 | △542,758 |
| 当期末残高 | 100,000 | ― | 11,467,068 | 11,467,068 | 179,830 | ― | 2,331,880 | 2,511,710 | 14,078,778 | 155,899 | 155,899 | 14,234,677 |

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | － | 11,467,068 | 11,467,068 | 179,830 | － | 2,331,880 | 2,511,710 | 14,078,778 | 155,899 | 155,899 | 14,234,677 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | 590,533 | 590,533 | 590,533 | | | 590,533 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | | 198,998 | 198,998 | 198,998 |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 590,533 | 590,533 | 590,533 | 198,998 | 198,998 | 789,532 |
| 当期末残高 | 100,000 | － | 11,467,068 | 11,467,068 | 179,830 | － | 2,922,414 | 3,102,244 | 14,669,312 | 354,897 | 354,897 | 15,024,210 |

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15～18年

器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債　　72,083千円

上記の繰延税金負債72,083千円は、繰延税金資産168,874千円と繰延税金負債240,958千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度<br>（ 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 建物 | 74,099千円 | 86,481千円 |
| 器具備品 | 130,717 〃 | 130,930 〃 |
| 計 | 204,816 〃 | 217,412 〃 |

**(損益計算書関係)**

**※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。**

| | 前事業年度<br>（ 自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（ 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 受取利息 | 14,367千円 | ― |

**※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。**

| | 前事業年度<br>（ 自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（ 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 器具備品 | 0千円 | 0千円 |

**(株主資本等変動計算書関係)**

**前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）**

**１．発行済株式及び自己株式に関する事項**

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度増加<br>株式数 | 当事業年度減少<br>株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（株） | 554,701 | 577,400 | 554,701 | 577,400 |
| A種優先株式(株) | ― | 554,701 | ― | 554,701 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（株） | ― | ― | ― | ― |
| A種優先株式（株） | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 554,701 | 1,132,101 | 554,701 | 1,132,101 |

**(注１)前事業年度の普通株式の増加株式数の557,400株は、ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。**

**(注２)前事業年度の普通株式の減少株式数の554,701株及び、A種優先株式の増加株式数の554,701株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式をA種優先株式へ変更したことによるものであります。**

**２．剰余金の配当に関する事項**

**① 金銭による配当**

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022年6月21日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 22,188 | 40 | 2022年3月31日 | 2022年6月22日 |
| 2022年11月11日<br>臨時株主総会 | 普通株式 | 10,000,000 | 18,027 | 2022年11月11日 | 2022年11月17日 |

**② 金銭以外による配当**

| 決議 | 株式の種類 | 配当財産の種類 | 配当財産の帳簿価格（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2022年11月11日<br>臨時株主総会 | 普通株式 | 有価証券 | 672,954 | 83.33 | 2022年11月11日 | 2022年11月14日 |

(注)2022年11月11日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式8,075,180株（総額672,954千円）を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022年11月14日に実施いたしました。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（株） | 577,400 | ― | ― | 577,400 |
| A種優先株式(株) | 554,701 | ― | ― | 554,701 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（株） | ― | ― | ― | ― |
| A種優先株式（株） | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 1,132,101 | ― | ― | 1,132,101 |

２．剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）
1．ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 1年以内 | 252,205 | 252,205 |
| 1年超 | 693,564 | 441,359 |
| 合計 | 945,769 | 693,564 |

（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。
一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

**（2）金融商品の内容及びそのリスク**

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

**（3）金融商品に係るリスク管理体制**

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

**２．金融商品の時価等に関する事項**

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 投資有価証券 | 1,005,333 | 1,005,333 | ― |
| (2) 差入保証金 | 257,258 | 257,036 | △ 221 |

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | 115,691 |

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 投資有価証券 | 1,089,716 | 1,089,716 | ― |
| (2) 差入保証金 | 252,250 | 221,769 | △ 30,480 |

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | 115,691 |

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | 318,335 | 686,998 | ― | 1,005,333 |

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | ― | 257,036 | ― | 257,036 |

当事業年度（2024年3月31日）

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | 539,556 | 550,160 | ― | 1,089,716 |

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | ― | 221,769 | ― | 221,769 |

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル２に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 12,540,483 | ― | ― | ― |
| 短期貸付金 | ― | ― | ― | ― |
| 未収委託者報酬 | 1,311,125 | ― | ― | ― |
| 未収運用受託報酬 | 10,800 | ― | ― | ― |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| その他 | ― | 398,094 | 75,588 | ― |
| 長期差入保証金 | ― | 5,053 | ― | 252,205 |
| 合計 | 13,862,408 | 403,147 | 75,588 | 252,205 |

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 13,382,655 | ― | ― | ― |
| 短期貸付金 | ― | ― | ― | ― |
| 未収委託者報酬 | 1,705,907 | ― | ― | ― |
| 未収運用受託報酬 | 78,429 | ― | ― | ― |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| その他 | 99,210 | 189,142 | 74,213 | 194,400 |
| 長期差入保証金 | ― | ― | ― | 252,250 |
| 合計 | 15,266,202 | 189,142 | 74,213 | 446,650 |

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 種類 | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | （１）株式 | 307,740 | 70,022 | 237,718 |
| | （２）債券 | | | |
| | ①国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| | ②社債 | ― | ― | ― |
| | ③その他 | ― | ― | ― |
| | （３）その他 | 391,508 | 372,000 | 19,508 |
| 小計 | | 699,248 | 442,022 | 257,226 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | （１）株式 | 10,595 | 11,992 | △1,397 |
| | （２）債券 | | | |
| | ①国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| | ②社債 | ― | ― | ― |
| | ③その他 | ― | ― | ― |
| | （３）その他 | 295,490 | 312,977 | △17,487 |
| 小計 | | 306,085 | 324,970 | △18,885 |
| 合計 | | 1,005,333 | 766,992 | 238,341 |

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。
（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。）

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | （１）株式 | 539,556 | 81,949 | 457,606 |
| | （２）債券 | | | |
| | ①国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| | ②社債 | ― | ― | ― |
| | ③その他 | ― | ― | ― |
| | （３）その他 | 531,900 | 442,000 | 89,900 |
| 小計 | | 1,071,456 | 523,949 | 547,506 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | （１）株式 | ― | ― | ― |
| | （２）債券 | | | |
| | ①国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| | ②社債 | ― | ― | ― |
| | ③その他 | ― | ― | ― |
| | （３）その他 | 117,470 | 122,402 | △4,932 |
| 小計 | | 117,470 | 122,402 | △4,932 |
| 合計 | | 1,188,926 | 646,352 | 542,474 |

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。
（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。）

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度　（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| （１）株式 | ― | ― | ― |
| （２）債券 | | | |
| ①国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| ②社債 | ― | ― | ― |
| ③その他 | ― | ― | ― |
| （３）その他 | 29,250 | 18,272 | 21 |
| 合計 | 29,250 | 18,272 | 21 |

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| （１）株式 | ― | ― | ― |
| （２）債券 | | | |
| ①国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| ②社債 | ― | ― | ― |
| ③その他 | ― | ― | ― |
| （３）その他 | 246,952 | 17,222 | 4,270 |
| 合計 | 246,952 | 17,222 | 4,270 |

３．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

当事業年度における減損処理額は、50,575千円（うち、その他50,575千円）であります。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

２．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（ 自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（ 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 589,334 | 514,185 |
| 勤務費用 | 49,725 | 42,791 |
| 利息費用 | 1,237 | 2,056 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △70,336 | △48,700 |
| 退職給付の支払額 | △55,774 | △49,654 |
| その他 | ― | 630 |
| 退職給付債務の期末残高 | 514,185 | 461,310 |

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（ 自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（ 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 381,116 | 341,266 |
| 期待運用収益 | 1,905 | 1,706 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △35,927 | 29,842 |
| 事業主からの拠出額 | 16,747 | 15,123 |
| 退職給付の支払額 | △22,575 | △19,641 |
| 年金資産の期末残高 | 341,266 | 368,298 |

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（ 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 248,503 | 222,295 |
| 年金資産 | △341,266 | △368,298 |

| | | |
|---|---|---|
| | △92,763 | △146,002 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 265,682 | 239,014 |
| 未積立退職給付債務 | 172,919 | 93,012 |
| 未認識数理計算上の差異 | 67,317 | 123,866 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 240,237 | 216,878 |
| | | |
| 退職給付引当金 | 293,279 | 278,570 |
| 前払年金費用 | △53,042 | △61,691 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 240,237 | 216,878 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（ 自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（ 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 49,725 | 42,791 |
| 利息費用 | 1,237 | 2,056 |
| 期待運用収益 | △1,905 | △1,706 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △20,383 | △21,994 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 28,673 | 21,147 |

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 株式 | 39.8% | 44.0% |
| 一般勘定 | 26.1% | 19.7% |
| 債券 | 20.7% | 22.1% |
| その他 | 13.4% | 14.2% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% |

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

| | 前事業年度<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（ 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 割引率 | 0.40% | 0.74% |
| 長期期待運用収益率 | 0.50% | 0.50% |

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度13,468千円、当事業年度12,397千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>(2023年3月31日) | 当事業年度<br>(2024年3月31日) |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 101,445 | 96,357 |
| 役員退職慰労引当金 | 1,943 | 2,590 |
| 賞与引当金 | 4,271 | ― |
| 未払金（賞与） | ― | 15,565 |
| その他有価証券評価差額金 | 6,532 | 1,706 |
| 投資有価証券評価損 | 3,011 | 20,505 |
| 資産除去債務 | 32,310 | 32,643 |
| 未払事業税 | 4,871 | 29,366 |
| その他 | 6,466 | 8,548 |
| 繰延税金資産小計 | 160,852 | 207,283 |
| 評価性引当額 | △ 37,458 | △ 38,409 |
| 繰延税金資産の合計 | 123,394 | 168,874 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 88,974 | △ 189,382 |
| 未収配当金 | △ 2,072 | △ 4,179 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △ 26,664 | △ 26,057 |
| 前払年金費用 | △ 18,347 | △ 21,339 |
| 未収還付事業税 | △ 5,848 | ― |
| 繰延税金負債の合計 | △ 141,907 | △ 240,958 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △ 18,513 | △ 72,083 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度<br>(2023年3月31日) | 当事業年度<br>(2024年3月31日) |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 34.59% | ― |
| （調整） | | |
| 寄付金課税等永久に損金に算入されない項目 | 0.95% | ― |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 0.90% | ― |
| 住民税均等割 | 1.19% | ― |
| 税率変更に伴う影響額 | △ 3.64% | ― |
| 評価性引当額の増減 | △ 3.10% | ― |
| その他 | 0.58% | ― |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.66% | ― |

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

**２．当該資産除去債務の金額の算定方法**

**使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。**

**３．当該資産除去債務の総額の増減**

**（単位：千円）**

| | 前事業年度<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 当事業年度<br>（ 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 期首残高 | 92,457 | 93,410 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | ― | ― |
| 時の経過による調整額 | 952 | 962 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | ― | ― |
| 期末残高 | 93,410 | 94,372 |

**（収益認識関係）**

**（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

**前事業年度**

**（単位：千円）**

| | |
|---|---|
| 委託者報酬 | 9,113,651 |
| 残高報酬 | 9,097,589 |
| 成功報酬 | 16,061 |
| 運用受託報酬 | 19,318 |
| 投資助言報酬 | 27,600 |
| 合計 | 9,160,569 |

**当事業年度**

**（単位：千円）**

| | |
|---|---|
| 委託者報酬 | 10,123,506 |
| 運用受託報酬 | 108,885 |
| 投資助言報酬 | 27,675 |
| その他営業利益 | 11,259 |
| 合計 | 10,271,327 |

**（２）収益を理解するための基礎となる情報**

**収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。**

**（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報**

**顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。**

**前事業年度**

**（単位：千円）**

| | |
|---|---|
| 未収委託者報酬 | 1,311,125 |
| 未収運用受託報酬 | 10,800 |
| 未収投資助言報酬 | 11,876 |
| 合計 | 1,333,802 |

**当事業年度**

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 未収委託者報酬 | 1,705,907 |
| 未収運用受託報酬 | 78,429 |
| 未収投資助言報酬 | 11,959 |
| 合計 | 1,796,295 |

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度（自2022年4月１日 至2023年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の関係会社 | 株式会社岡三証券グループ | 東京都中央区 | 18,589,682 | 証券業 | 被所有直接（49%） | 直接の親会社 資金貸付 | 資金貸付の返済 | 5,000,000 | 短期貸付金 | - |
| | | | | | | | 受取利息 | 14,367 | 未収利息 | - |
| その他の関係会社の子会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | - | 当社ファンドの募集取扱 | 支払手数料の支払（注１） | 2,718,939 | 未払手数料 | 532,414 |

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至2024年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の関係会社の子会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | - | 当社ファンドの募集取扱 | 支払手数料の支払（注１） | 3,113,287 | 未払手数料 | 630,717 |

（注）　1.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）

ＳＢＩＦＳ合同会社（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度<br>（2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 12,573円68銭 | 13,271円09銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 300円41銭 | 521円63銭 |

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

３．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度<br>（自 2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） | 当事業年度<br>（ 自 2023年4月1日<br>至　2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益金額 | 224,614千円 | 590,533千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | ― | ― |
| 普通株式に係る当期純利益 | 224,614千円 | 590,533千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 747,694株 | 1,132,101株 |

４．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度<br>（2023年3月31日） | 当事業年度<br>（2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 純資産の部の合計額 | 14,234,677千円 | 15,024,210千円 |
| 純資産の部から控除する合計額 | ― | ― |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | 14,234,677千円 | 15,024,210千円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | 1,132,101株 | 1,132,101株 |
| (うちA種優先株式) | (554,701 株) | (554,701 株) |

(注) A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、１株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）[中間貸借対照表]

（単位：千円）

| | | 当中間会計期間<br>（2024年9月30日） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 14,043,770 |
| 有価証券 | | 96,100 |
| 未収委託者報酬 | | 1,914,033 |
| 未収運用受託報酬 | | 8,931 |
| 未収投資助言報酬 | | 27,181 |
| その他の流動資産 | | 134,754 |
| 流動資産合計 | | 16,224,771 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※ | 179,300 |
| 無形固定資産 | | 18,996 |
| 投資その他の資産 | | 1,670,791 |
| 投資有価証券 | | 1,345,589 |
| その他 | | 325,202 |
| 固定資産合計 | | 1,869,087 |
| 資産合計 | | 18,093,859 |

（単位：千円）

| | 当中間会計期間<br>（2024年9月30日） |
|---|---|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 28,805 |
| 前受運用受託報酬 | 307 |
| 未払金 | 1,084,078 |
| 未払償還金 | 5,001 |
| 未払手数料 | 1,074,021 |
| その他未払金 | 5,055 |
| 未払法人税等 | 300,302 |
| その他流動負債 | 295,714 |
| 流動負債合計 | 1,709,208 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 256,055 |
| 役員退職慰労引当金 | 8,430 |
| 繰延税金負債 | 193,524 |
| 資産除去債務 | 94,858 |
| 固定負債合計 | 552,868 |
| 負債合計 | 2,262,076 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 100,000 |
| 資本剰余金 | |
| その他資本剰余金 | 11,467,068 |
| 資本剰余金合計 | 11,467,068 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 179,830 |
| その他利益剰余金 | |

| | |
|---|---|
| 繰越利益剰余金 | 3,579,499 |
| 利益剰余金合計 | 3,759,329 |
| 株主資本合計 | 15,326,397 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 505,384 |
| 評価・換算差額等合計 | 505,384 |
| 純資産合計 | 15,831,782 |
| 負債・純資産合計 | 18,093,859 |

## (2) [中間損益計算書]

（単位：千円）

| | | 当中間会計期間<br>（自　2024年4月1日<br>至　2024年9月30日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 6,393,931 |
| 運用受託報酬 | | 17,116 |
| 投資助言報酬 | | 13,837 |
| その他営業収益 | | 7,483 |
| 営業収益合計 | | 6,432,369 |
| 営業費用 | | 4,572,839 |
| 一般管理費 | | 900,178 |
| 営業利益 | | 959,351 |
| 営業外収益 | ※1 | 28,105 |
| 営業外費用 | | 24 |
| 経常利益 | | 987,432 |
| 特別利益 | ※2 | 19,379 |
| 特別損失 | | 1,752 |
| 税引前中間純利益 | | 1,005,059 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 306,113 |
| 法人税等調整額 | | 41,860 |
| 法人税等合計 | | 347,974 |
| 中間純利益 | | 657,085 |

## (3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 11,467,068 | 11,467,068 | 179,830 | 2,922,414 | 3,102,244 | 14,669,312 | 354,897 | 354,897 | 15,024,210 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | | |
| 中間純利益 | | | | | 657,085 | 657,085 | 657,085 | | | 657,085 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | 150,486 | 150,486 | 150,486 |
| 当中間期変動額合計 | － | － | － | － | 657,085 | 657,085 | 657,085 | 150,486 | 150,486 | 807,572 |
| 当中間期末残高 | 100,000 | 11,467,068 | 11,467,068 | 179,830 | 3,579,499 | 3,759,329 | 15,326,397 | 505,384 | 505,384 | 15,831,782 |

**(重要な会計方針)**

**1. 有価証券の評価基準及び評価方法**

**その他有価証券**

**市場価格のない株式等以外のもの**

**中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）**

**市場価格のない株式等**

**総平均法による原価法**

**2. 固定資産の減価償却の方法**

**(1) 有形固定資産**

**定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。**

**なお、主な耐用年数は以下のとおりです。**

**建物　　15～18年**

**器具備品　4～15年**

**(2) 無形固定資産**

**定額法を採用しております。**

**なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。**

**3. 引当金の計上基準**

**(1) 退職給付引当金**

**従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。**

**① 退職給付見込額の期間帰属方法**

**退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。**

**② 数理計算上の差異の費用処理方法**

**数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。**

**(2) 役員退職慰労引当金**

**役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。**

**4. 収益及び費用の計上基準**

**当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。**

**(1) 委託者報酬**

**委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を**

満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※有形固定資産の減価償却累計額

| | 当中間会計期間<br>（ 2024年9月30日） |
|---|---|
| 建物 | 92,676千円 |
| 器具備品 | 132,536 〃 |
| 計 | 225,212 〃 |

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間<br>（ 自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日） |
|---|---|
| 受取配当金 | 23,361千円 |

※2 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間<br>（ 自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日） |
|---|---|
| 投資有価証券売却益 | 2,068千円 |
| 投資有価証券償還益 | 17,311 〃 |

3 減価償却実施額は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間<br>（ 自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日） |
|---|---|
| 有形固定資産 | 7,800千円 |
| 無形固定資産 | 4,811 〃 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（株） | 577,400 | ― | ― | 577,400 |
| A種優先株式(株) | 554,701 | ― | ― | 554,701 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（株） | ― | ― | ― | ― |
| A種優先株式（株） | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 1,132,101 | ― | ― | 1,132,101 |

2.剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 当中間会計期間<br>（2024年9月30日） | |
|---|---|---|
| 1年内 | 252,205 | 千円 |
| 1年超 | 315,256 | 〃 |
| 合計 | 567,461 | 〃 |

（金融商品関係）

当中間会計期間（2024年9月30日）

1.金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 有価証券 | 96,100 | 96,100 | ― |
| (2) 投資有価証券 | 1,229,898 | 1,229,898 | ― |

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

市場価額のない株式等は、(2) 投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | 115,691 |

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | ― | 96,100 | ― | 96,100 |
| 投資有価証券 | 800,618 | 429,280 | ― | 1,229,898 |

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。非上場投資信託は基準価額等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、レベル２に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

| 区分 | 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | （１）株式 | 800,618 | 81,949 | 718,668 |
| | （２）債券 | | | |
| | ① 国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| | ② 社債 | ― | ― | ― |
| | ③ その他 | ― | ― | ― |
| | （３）その他 | 407,929 | 348,430 | 59,499 |
| 小計 | | 1,208,547 | 430,379 | 778,168 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | （１）株式 | ― | ― | ― |
| | （２）債券 | | | |
| | ① 国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| | ② 社債 | ― | ― | ― |
| | ③ その他 | ― | ― | ― |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | （３）その他 | 117,450 | 122,977 | △5,527 |
| 小計 | | 117,450 | 122,977 | △5,527 |
| 合計 | | 1,325,998 | 553,357 | 772,641 |

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。
（（金融商品関係）1.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

(デリバティブ取引関係)
当中間会計期間（2024年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

| | 当中間会計期間<br>（ 自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日） | |
|---|---|---|
| 期首残高 | 94,372 | 千円 |
| 時の経過による調整額 | 486 | 〃 |
| 当中間会計期間末残高 | 94,858 | 〃 |

（収益認識関係）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 当中間会計期間<br>（ 自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日） |
|---|---|
| 委託者報酬 | 6,393,931千円 |
| 運用受託報酬 | 17,116 〃 |
| 投資助言報酬 | 13,837 〃 |
| その他営業収益 | 7,483 〃 |
| 合計 | 6,432,369 〃 |

（セグメント情報等）
１.セグメント情報
当中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）
当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。
なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。
報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報
当中間会計期間（自2024年4月１日 至2024年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報
該当事項はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
当中間会計期間（自2024年4月１日　至2024年9月30日）
該当事項はありません。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当中間会計期間（自2024年4月１日　至2024年9月30日）
該当事項はありません。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
当中間会計期間（自2024年4月１日　至2024年9月30日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間<br>(2024年9月30日) |
|---|---|
| (1) 1株当たり純資産額 | 13,984円42銭 |
| （算定上の基礎） | |
| 純資産の部の合計額（千円） | 15,831,782 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額（千円） | ― |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額（千円） | 15,831,782 |
| 普通株式の発行済株式数（株） | 1,132,101 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた<br>中間期末の普通株式の数（株）<br>（うちA種優先株式） | 1,132,101<br>554,701 |

| | 当中間会計期間<br>（ 自 2024年4月1日<br>至　2024年9月30日） |
|---|---|
| (2) 1株当たり中間純利益金額 | 580円41銭 |
| （算定上の基礎） | |
| 中間純利益金額（千円） | 657,085 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | ― |
| 普通株式に係る中間純利益金額（千円） | 657,085 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 1,132,101 |

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。
（注2）A種優先株式残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、１株当たり純資産額の算定上、
その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。
（注3）1株当たり中間純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、
普通株式の期中平均株式数に含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①　自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと

（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号　ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、ＳＢＩホールディングス株式会社の完全子会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、ＳＢＩホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

# 第２【その他の関係法人の概況】

## １【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

① 資本金の額

2024年3月末日現在、324,279百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」（資本金の額は、2024年3月末日現在）

| 名称 | 資本金の額（百万円） | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 岡三証券株式会社 | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 852 | |
| 株式会社　ＳＢＩ証券 | 54,323 | |
| 香川証券株式会社 | 555 | |
| 三縁証券株式会社 | 150 | |
| 静岡東海証券株式会社 | 600 | |
| 株式会社　しん証券さかもと | 300 | |
| ひろぎん証券株式会社※ | 5,000 | |
| ＰａｙＰａｙ証券株式会社 | 100 | |
| 松井証券株式会社 | 11,945 | |
| マネックス証券株式会社 | 13,144 | |
| 三菱ＵＦＪ eスマート証券株式会社 | 7,196 | |
| 明和證券株式会社 | 511 | |
| 楽天証券株式会社 | 19,495 | |
| 株式会社　佐賀銀行 | 16,062 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社　琉球銀行 | 56,967 | |

※ ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

## 2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。
① 投資信託財産の保管、管理及び計算
② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。
① 受益権の募集の取扱い
② 収益分配金の再投資
③ 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い
⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

**３【資本関係】**

**（持株比率5.0%以上を記載します。）**

**該当事項はありません。**

**第３【参考情報】**

**ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。**

| 提出年月日 | 提出書類 |
|---|---|
| 2024年 6月19日 | 臨時報告書 |
| 2024年 9月 9日 | 有価証券届出書 |
| 2024年 9月 9日 | 有価証券報告書 |
| 2024年 9月20日 | 臨時報告書 |

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年６月20日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松本直也

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

**り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。**

**監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。**

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

**(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。**
**2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**

# 独立監査人の監査報告書

2025年２月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「新興国連続増配成長株オープン」の2024年６月11日から2024年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「新興国連続増配成長株オープン」の2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

**監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。**

**監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。**

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**

**ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

**(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。**
**2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月４日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

東　陽　監　査　法　人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木裕子 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松本直也 |

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2024年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な

**虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**

- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。